

**市民本位の効率的で効果的な
行財政運営のあり方について
(報 告)**

案

平成23年3月

武蔵村山市行財政運営懇談会

はじめに

昨今、少子高齢化、高度情報化等の社会経済情勢の変化は加速の一途であり、行政の果たすべき役割も大きく変化している。また、地方分権の進展により基礎自治体である市町村の役割は一層高まっていくものと予想され、本市においてもこれらに適切に対応していく必要がある。

一方で、本市の財政状況をみると、長引く景気低迷等により歳入の根幹を成す市税収入が減少傾向にある反面、扶助費、繰出金等の歳出は増加傾向にあり、近年、財政の硬直化が顕著となっている。今後、学校施設をはじめ道路、下水道等の社会基盤の老朽化による更新や少子高齢化が財政需要を高める要因になると考えられ、本市の財政状況は更に厳しさを増すことが予想される。

こうした中で、市民の期待に応え、明るい将来を展望できるまちづくりを実現するためには、中・長期的な視点に立って行財政基盤の強化を図るとともに、行政と市民との適切な役割分担及び相互連携を基本として市民本位の行財政運営を推進しなければならない。

当懇談会では、昨年12月から延べ7回の会議を開催し、提示された第五次行政改革大綱（素案）を基に、市民本位の効率的かつ効果的な行財政運営のあり方について、多角的な視点から慎重に審議を重ねてきた。審議の結果、当懇談会として一定の結論を得たことから、ここにその内容を報告するものである。

結びに、第五次行政改革大綱の策定に当たり、本報告の内容が十分に尊重されることを切望するとともに、職員全員が改革の実行に向けて共通の目的意識を持ち、真に市民のための行政改革を着実に推進していくことを期待するものである。

平成23年3月

武蔵村山市行財政運営懇談会

会 長 細 川 和 憲

副会長 根 本 次 男

委 員 荒 幡 善 政

委 員 鈴 木 明 美

委 員 米 原 義 春

委 員 猪 志 乃

委 員 細 野 敏 彦

(順不同)

目 次

第1章 総論	1
第1 行政改革の基本的事項	1
1 行政改革大綱及び同推進計画	1
2 行政改革の推進体制	1
3 目標の数値化・具体化	1
4 推進状況の公表等	2
第2 行政改革の背景と必要性	3
1 社会経済情勢の変化	3
2 地方分権の進展	3
3 公共サービス提供主体の多様化	4
4 ICT（情報通信技術）の発展	4
5 厳しい財政状況への対応	4
6 組織活力の維持向上	5
第3 行政改革の基本的な考え方	6
1 行政改革の基本理念	6
2 行政改革の視点	6
3 行政改革の基本方針	7
第2章 行政改革の推進体系及び推進項目一覧	8
第1 行政改革の推進体系	8
第2 行政改革の推進項目一覧	9
第3章 行政改革の推進項目	13
【改革の柱①】最適な行政サービスの創造（質的改革）	13
第1 利便性及び快適性の向上	13
第2 公正の確保及び透明性の向上	16
第3 参加及び協働の推進	20
第4 職員の能力向上及び意識改革	24
【改革の柱②】自立的な行財政基盤の確立（量的改革）	26
第1 業務改善の推進	26
第2 公共施設の効率的な管理運営	29
第3 持続可能な財政基盤の構築	32
第4 業務執行体制の整備	36

第4章 行財政運営懇談会の付帯意見	39
第1 【改革の柱①】最適な行政サービスの創造（質的改革）関連	39
第2 【改革の柱②】自立的な行財政基盤の確立（量的改革）関連	39
第3 その他関連	40
資料編	41
第1 行財政運営懇談会	41
1 行財政運営懇談会設置要綱	41
2 行財政運営懇談会委員	42
3 行財政運営懇談会の審議経過	43
第2 参考資料	45
1 本市の財政状況	45
2 本市の職員数の状況	49
第3 用語解説	51

第1章 総論

第1 行政改革の基本的事項

1 行政改革大綱及び同推進計画

(1) 行政改革大綱の策定趣旨

行政改革大綱は、本市が取り組むべき行政改革の基本理念及び基本方針を定め、長期総合計画に掲げる政策の実現を支える行政改革の指針として、中・長期的な行財政運営のあり方を示すものである。

(2) 行政改革大綱の推進期間

行政改革大綱の推進期間は、平成23年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とする5年間とする。

ただし、推進期間内においても、本市の行財政を取り巻く環境に著しい変化が生じた場合には、適切に行政改革大綱の見直しを行うものとする。

(3) 行政改革大綱推進計画

行政改革大綱を踏まえて行政改革を具体的かつ計画的に推進するため、推進内容及び時期等の方策を明らかにした行政改革大綱推進計画を策定し、その推進状況に基づき毎年度見直しを図っていくものとする。

2 行政改革の推進体制

行政改革の推進に当たっては、市長のリーダーシップの下に、全職員が危機意識と改革意欲を共有するとともに、市民の意見を反映しながら、市民と行政とが協力・協働^{*}して取り組むことが重要であり、次のような推進体制によりこれを総合的に推進する。

(1) 行政改革本部

行政改革本部は、行財政の効率的な運営をはじめ、行政改革大綱の策定、行政改革の推進等を所掌事項とする市長を本部長とした庁内組織である。従来、この行政改革本部が中心となって行政改革を推進しており、本推進期間内においても、引き続き行政改革本部がその中心的役割を果たす。

(2) 行政改革推進委員会

行政改革推進委員会は、行政改革大綱の実施状況について審議し、必要に応じ、市長に対して助言、勧告等を行う附属機関として設置しており、行政改革の推進過程において市民等の意見を反映する役割を担う。

3 目標の数値化・具体化

行政改革の実効性を高め、行財政運営の質的向上を図るためには、目標年度の設定及び達成水準等の数値化・具体化が重要となる。そこで、行政改革大綱の各推進項目において

は、可能な限り数値化・具体化した目標を設定し、この数値目標等を基に達成状況を測定しながら行政改革を推進していく。

4 推進状況の公表等

行政改革大綱の推進状況に基づき、毎年度、行政改革大綱推進計画の見直しを行うとともに、行政改革大綱に基づく成果等について、市報、ホームページ等を通じて市民に分かりやすく公表する。

第2 行政改革の背景と必要性

地方自治法第2条には、地方公共団体の責務について、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」こと及び「常にその組織及び運営の合理化に努める」ことが定められている。

本市では、平成3年5月に第一次となる行政改革大綱を策定して以来、平成18年3月に改定した第四次行政改革大綱(平成18年度～平成22年度)まで、事務事業の見直し、施設の有効活用、職員数の削減など、効率的かつ効果的な行財政運営の推進を図るため、行政改革への不断の取組を行ってきた。一方で、平成18年に行政改革大綱を改定してから既に4年を経過し、その推進期間が平成22年度をもって終了するが、その間にも社会経済情勢をはじめとする本市を取り巻く環境に変化が生じている。

こうした環境の変化に適切に対応し、「人と人との『絆』を大切に^{きずな}した信頼の市政」を着実に推進するため、これまでの行政改革の成果を踏まえながら新たな行政改革大綱を策定し、更なる取組を進めていく必要がある。

1 社会経済情勢の変化

我が国は、少子高齢化の急速な進展に伴い、平成17年には出生数から死亡数を引いた人口の自然増減数が初めて減少し、その後、平成20年から連続して人口の減少が続くなど、本格的な人口減少時代の到来を迎えた。本市の場合、人口は微増で推移しているが、高齢化率は平成23年1月現在20.6%であり、超高齢社会*と呼ばれる水準に達しようとしている。このため、将来的に高齢者関係の社会保障給付費の増加や労働力人口の減少に伴う市税収入への影響が予測され、少子高齢社会・人口減少社会を見据えた行政運営が重要である。

また、平成20年9月のアメリカ大手投資銀行の破たん(いわゆるリーマン・ショック)を契機に深刻化した世界的な金融危機は、日本経済にも大きな打撃を与えた。今日、海外経済の改善を起点として、景気は緩やかに回復しつつあるが、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。市民生活への影響も深刻であり、各分野でセーフティネットの充実が求められている。

2 地方分権の進展

平成12年4月の地方分権一括法*の施行により、地方公共団体は、自己決定及び自己責任の原則に基づき、その創意と工夫によって、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることが強く求められるようになった。その後、第二期地方分権改革に向けて、地方分権改革推進委員会の4次にわたる勧告、地方分権改革推進計画の閣議決定等が行われ、平成21年の政権交代後は、地域主権戦略会議での検討を経て、平成22年6月に地域主権戦略大綱*の閣議決定が行われるなど、その動きが活発化している。

今後、地方分権の進展により、義務付け・枠付けの見直し、権限の移譲等が更に進み、基礎自治体である市町村の役割がますます高まっていくものと予想され、本市においても、これに対応できるよう行政機能の向上を図っていく必要がある。

また、自己決定権の拡大に伴い、公正の確保及び透明性の向上を図ることがより一層重要となる。市には、行政活動の過程や成果、克服すべき課題等について、積極的に市民に情報を提供し、十分に説明責任を果たすことにより、認識を共有していく姿勢が求められている。

3 公共サービス提供主体の多様化

少子高齢化や高度情報化の進展、環境問題に対する危機意識等を背景に、市民の価値観や生活様式は大きく変化している。それに伴い、市民需要もますます複雑多様化しており、行政のみでこれに対応していくことは、質的にも量的にも限界がある。

近年、公共サービスの各分野で、NPO*法人、ボランティア団体等の市民活動団体や企業による活動が活発化し、制度面でも平成15年の地方自治法の改正により指定管理者制度*が創設されるなど、民間開放の動きが加速している。

そこで、本市においても、補完性の原理を基本として、これまで行政が提供してきた公共サービスを改めて検証し、柔軟に対応していくことが必要であり、多様な主体による公共サービスの提供に向けて、地域経営の観点から、市民との協働、民間活力の導入等の取組を進めていくことが求められている。

4 ICT（情報通信技術）の発展

インターネットや携帯電話に代表されるICT*（情報通信技術）の飛躍的発展は、工業社会から高度情報通信ネットワーク社会へと、世界規模での社会経済構造の転換をもたらし、市民生活にもそれらを活用した新しいコミュニケーション手段が浸透してきている。

我が国では、次世代ICT社会の実現を目指し、u-Japan政策*を積極的に進めており、国及び地方公共団体においては、電子政府・電子自治体*の構築に向けて、情報基盤の整備に取り組んでいる。

地方分権の進展等に伴う新たな行政課題への迅速な対応が要求される中で、本市においても、ICTを行政改革の重要な手段と位置付け、これを効果的に導入し、情報安全性の確保に留意しながら電子自治体を推進することで、業務の効率化及び高度化を図り、より質の高い市民サービスを提供していくことが求められている。

5 厳しい財政状況への対応

本市の財政状況は、健全化判断比率*の財政指標においては健全性を維持しているところであるが、歳入の根幹を成す市税収入は、平成10年度をピークに減少に転じ、平成15年度から平成18年度にかけて100億円台を割り込んだ。平成19年度以降、三位一体の改革*による税源移譲、大型商業施設の開業等で市税収入は増加したものの、景気の低迷により再び減少しており、財源不足が深刻化している。一方、児童福祉費、生活保護費等の扶助費*や繰出金*等の歳出は増加傾向にあり、ここ数年の経常収支比率*が90%台で推移していることが示すように、財政の硬直化は顕著となっている。

今後、学校施設をはじめ道路、下水道等の社会基盤の老朽化による更新や少子高齢化が財政需要を高める要因となることが予想され、また、経済情勢や雇用環境の動向も本市の

財政に大きな影響を与えることになるため、今後とも健全な財政運営の堅持に向けた取組が重要である。

6 組織活力の維持向上

本市では、団塊の世代の大量退職により、短期間のうちに職員の世代交代が大きく進んでいる。また、継続的に職員数の削減に取り組み、組織機構及び職員体制の簡素合理化を進めてきたが、これは同時に、より限られた職員数で、複雑高度化する行政課題に対応していく必要があることを意味する。

このため、市は、簡素で効率的かつ機動的な組織機構を基本に、長期的な視点に立って人材育成の強化を図るとともに、職員の意識改革を進めることで、自らの組織の活力を維持及び向上させ、組織の能力を最大限に発揮していくことが求められている。

第3 行政改革の基本的な考え方

1 行政改革の基本理念

本市を取り巻く環境が変化する中で、これまで築き上げてきた個々の行政サービスの水準を将来的にも維持するとともに、新たな市民需要や行政課題に的確に対応し、「生活重視のまちづくり」を推進するためには、更なる行政改革が不可欠である。

これまでの「管理型行政運営」では、法令遵守や事務事業の執行手続が重視され、事務処理が適正に行われているかどうか重点が置かれてきた。しかし、市民の価値観や生活様式が多様化する中で、行政サービスがどれだけ市民需要を反映したものになっているかが重要となり、提供された行政サービスによって、市民満足度がどの程度向上したかが成果として求められるようになってきた。

経費の節減、職員数の削減等を主眼としたこれまでの量的な行政改革は、行政運営の効率化に一定の成果を挙げており、継続していく必要があるが、今後は更に行政を経営するという新たな視点に立ち、限られた経営資源（人材、施設、資金、情報等）を有機的に結び付け、迅速性、的確性、効率性及び実効性を追求し、市民本位の質の高い行政サービスをより効率的に提供できる質的な行政改革も併せて行うことによって、「経営型行政運営」への転換が必要である。

以上のような観点から、本市の行政改革の基本理念を次のように定める。

【基本理念】

経営型行政運営への転換

－持続可能な行財政基盤の確立と

協働・連携による市民本位の公正で開かれた市政の実現－

2 行政改革の視点

経営型行政運営への転換を図り、生活者や納税者の視点に立った市民本位の良質な行政サービスの提供と、これを継続的に提供できる自立的な行財政基盤の確立を目指すため、次の五つの視点から行政改革を推進する。

(1) 市民満足度の向上

顧客である市民の需要や期待に基づき、目的意識を持って迅速かつ的確にサービスを提供することで市民満足度の向上を目指す行政運営を推進する。

(2) 適切な役割分担及び連携

協働によるまちづくり、企業や民間団体等による適正なサービスの提供などを通じて、「新しい公共空間*」の創出を図り、行政と市民との適切な役割分担及び相互連携による行政運営を推進する。

(3) 説明責任の徹底

行政活動の状況について積極的に市民に情報を提供し、説明責任を果たすことで、公正の確保及び透明性の向上を図り、市民に分かりやすい開かれた行政運営を推進する。

(4) 経営資源の有効活用

職員が能力を発揮し、主体的、創造的に行政運営に携わるとともに、公共施設の有効活用、成果志向の予算編成及び効率的な執行、行政内部のみならず行政と市民との情報共有に取り組むなど、経営資源を有効に活用して機能的な行財政運営を推進する。

(5) 安定性及び持続可能性の確保

安心で活力ある地域社会の実現に資するため、長期的な視点に立ち、健全な財政運営の維持、次代を担う職員の育成など、安定性及び持続可能性を確保した行財政運営を推進する。

3 行政改革の基本方針

行政改革の基本理念を具現化するため、五つの視点を踏まえて、次のとおり基本方針を定める。

【基本方針】

I 最適な行政サービスの創造（質的改革）

複雑多様化する市民需要に的確に対応するため、職員の更なる能力の向上を図るとともに、前例や慣習にとらわれない分権型・協働型社会に対応した市民本位の行政運営を推進し、行政サービスの質的向上を図る。

II 自立的な行財政基盤の確立（量的改革）

現下の経済・財政状況等に対処し、最少の経費で最大の効果を挙げるため、経費の節減、職員定数の適正化、事務の省力化等に引き続き取り組むとともに、成果重視の視点から事業の選択と重点化を図り、簡素で効率的な行財政運営をより一層推進する。

第2章 行政改革の推進体系及び推進項目一覧

第1 行政改革の推進体系

二つの行政改革の基本方針を柱として、次のとおり行政改革の推進体系を定める。

【改革の柱①】最適な行政サービスの創造（質的改革）



【改革の柱②】自立的な行財政基盤の確立（量的改革）



第2 行政改革の推進項目一覧

【改革の柱①】最適な行政サービスの創造（質的改革）

推進項目	項番		数値目標等	頁
第1 利便性及び快適性の向上				13
1 窓口等サービスの向上				13
(1) 窓口利用時間の延長等の実施	01	23年度	窓口利用時間の延長の検証等	13
(2) 公金の納付方法の多様化	02	23年度	市税に係るコンビニエンスストア収納の導入 マルチペイメントネットワーク*による電子納付等の検討	13
(3) 手続の簡素化	03	24年度	申請・届出手続の改正	13
(4) 近隣市町との公共施設の相互利用	04	23年度	図書館の相互利用開始 公共施設の相互利用に向けた検討・協議	14
(5) 市民満足度の把握・活用	05	24年度	市民満足度調査の実施	14
2 行政手続等のオンライン化				14
(1) 電子申請*サービスの拡充	06	27年度	電子申請対象サービス数 15種類	14
(2) 電子調達*サービスの推進	07	23年度	電子入札サービスの拡大, 入札情報サービスの実施	14
(3) 住民基本台帳カードの普及促進	08	27年度	住民基本台帳カード発行枚数 1万枚	15
(4) 公共施設予約システムの導入	09	26年度	公共施設予約システムの導入	15
(5) 地理情報システム*の導入	10	23年度	地理情報システムの導入	15
第2 公正の確保及び透明性の向上				16
1 情報の共有化				16
(1) ホームページの充実	11	27年度	ホームページアクセス件数 50万件	16
(2) 情報提供サービスの推進	12	24年度 27年度	情報提供サービスの配信内容の拡大 情報提供サービス登録者数 3千人	16
(3) ホームページでの目録検索	13	23年度	ホームページでの目録検索の検討	16
(4) 出前講座の充実	14	27年度	出前講座の講座数 70講座	17
(5) 各種財政情報の公表	15	24年度	財政白書等の作成・公表	17
(6) 庁議結果の公表	16	24年度	庁議の会議録(要旨)の公表	17
2 市民意見の反映				17
(1) タウンミーティング*の実施	17	各年度	タウンミーティング実施回数 延べ10回	17
(2) 広聴手段の充実	18	25年度	新たな広聴手段の導入	18
(3) 意見公募手続*の制度化	19	23年度	意見公募手続に係る規程の整備	18
3 信頼性の確保				18
(1) 公務員倫理・法令遵守の徹底	20	23年度	公務員倫理マニュアルの作成	18
(2) 入札・契約制度の改善	21	23年度	最低制限価格の見直し	18
(3) 外部監査制度*の導入	22	23年度	外部監査制度の導入検討	19
(4) オンブズパーソン制度*の導入	23	23年度	オンブズパーソン制度の導入検討	19
第3 参加及び協働の推進				20
1 市民参加及び協働				20
(1) 自治基本条例*の制定	24	26年度	自治基本条例の再検討	20
(2) 審議会等への参加機会の拡充	25	27年度	公募委員比率 25%	20

推進項目		項番	数値目標等		頁
	(3)男女共同参画の推進	26	27年度	女性委員比率 40%	20
2	地域協働の推進				21
	(1)協働事業提案制度の創設	27	23年度	協働事業提案制度の創設	21
	(2)公園・緑地等ボランティア制度の推進	28	27年度	公園・緑地等ボランティア登録数 100人	21
	(3)グリーンヘルパー制度の創設	29	23年度	グリーンヘルパー制度の創設検討	21
	(4)ボランティア人材パートナーズ制度の推進	30	27年度	ボランティア人材パートナーズ登録者数 40人	21
	(5)協働によるくらしの便利帳の発行	31	23年度	協働によるくらしの便利帳の発行	22
	(6)産学官連携の推進	32	23年度	大学等との連携推進に向けた検討・協議	22
3	コミュニティの活性化				22
	(1)コミュニティづくりの推進	33	27年度	自治会加入率 50% 自主防災組織結成率 50% 自主防犯組織結成数 20団体	22
	(2)職員地域担当制の導入	34	24年度	職員地域担当制の導入	22
	(3)ICT*を活用したコミュニケーションツール*の検討	35	23年度	ICTを活用したコミュニケーションツールの検討	23
	(4)コミュニティビジネス*の支援	36	25年度	コミュニティビジネス支援策の実施	23
第4	職員の能力向上及び意識改革				24
1	人材育成の推進				24
	(1)人事考課制度の本格実施	37	25年度	人事考課制度の本格実施移行	24
	(2)複線型人事管理制度の導入	38	23年度	複線型人事管理制度の導入検討	24
	(3)職員研修の充実	39	23年度	嘱託員研修の実施	24
	(4)職員の健康管理	40	23年度	健康相談事業の周知徹底 メンタルヘルスに関する情報提供	25
2	創造的活動の支援				25
	(1)職員提案制度の活用促進	41	各年度	職員提案件数 5件	25
	(2)自主研究グループ活動の促進	42	23年度	自主研究グループ活動の成果周知・活用	25

【改革の柱②】 自立的な行財政基盤の確立（量的改革）

推進項目		項番	数値目標等		頁
第 1	業務改善の推進				26
1	事務事業の重点化				26
	(1)部局マニフェストの作成	43	24年度	部局マニフェストの作成・公表	26
	(2)行政評価制度*の 充実	44	23年度 24年度	外部評価の対象拡大 政策・施策評価の導入	26
2	事務事業の再編整理				27
	(1)事務事業の合理化	45	23年度 24年度 〃	休日診療・休日歯科診療の見直し 各種福祉手当の見直し 歳入歳出決算審査意見書の見直し	27
	(2)民間委託の推進	46	23年度	小学校給食調理等業務の委託検討	27
3	事務執行の効率化				27
	(1)文書審査の 合理化	47	23年度	文書審査の見直し に向けた検証	27
	(2)公共料金の一括支払	48	24年度	公共料金の一括支払開始	27
	(3)IP電話*の導入	49	23年度	IP電話の調査・研究	28
4	行政情報化の推進				28
	(1)文書管理システムの導入	50	23年度	文書管理システムの導入検討	28
	(2)校務支援システムの導入	51	23年度	校務支援システムの導入(村山学園) 校務支援システムの導入検討(その他の小・中学校)	28
	(3)電子計算組織の全体最適化	52	26年度	電子計算組織の全体最適化に向けた見直し	28
第 2	公共施設の効率的な管理運営				29
1	公共施設の有効活用				29
	(1)公共施設白書の作成	53	25年度	公共施設白書の作成・公表	29
	(2)施設改修計画の策定	54	25年度	施設改修計画の策定	29
	(3)省エネルギー対策の推進	55	24年度	省エネルギー設備への改修等	29
2	民間活用の推進				30
	(1)公共施設の自主管理	56	23年度	公共施設の自主管理に向けた検討	30
	(2)指定管理者制度*の活用	57	24年度	つみき保育園への指定管理者制度の導入	30
	(3)PFI*手法の活用	58	24年度	PFI手法の活用検討	30
	(4)借上公営住宅の検討	59	23年度	借上公営住宅の 比較 検討	30
3	公共施設の見直し				31
	(1) 各種集会施設 のあり方の検討	60	23年度	若草集会所のあり方の検討 上水台地区集会所等のあり方の検討	31
	(2)防災対策用資材センターの利活用	61	23年度	防災対策用資材センターの利活用の検討	31
第 3	持続可能な財政基盤の構築				32
1	自立的な財政運営				32
	(1)中期財政計画の策定	62	24年度	中期財政計画の策定・公表	32
	(2)各種財政指標の改善	63	27年度	経常収支比率* 90.0% 自主財源比率* 60.0% 公債費比率* 5.0%	32
	(3)新地方公会計制度*への対応	64	23年度	財務書類4表の作成・公表	32
2	歳入の確保				33
	(1)市税等収納対策の強化	65	27年度	市税収納率 95.1% 国民健康保険税収納率 75.0%	33

推進項目		項番	数値目標等		頁
	(2)債権管理取扱指針の作成	66	24年度	債権管理取扱指針の作成	33
	(3)新たな財源の確保	67	23年度 24年度	法定外税*の調査・研究, 超過課税*の調査・研究 思い出ベンチ*の導入	33
	(4)事務手数料の改定	68	23年度	各種事務手数料の改定検討	33
	(5)公の施設使用料の見直し	69	23年度	公の施設使用料の検証	34
	(6)公有財産の有効活用	70	24年度	公有財産の売却等	34
	(7)財源措置の要請	71	各年度	関係機関に対する財源措置の要請	34
3	歳出の合理化				34
	(1)補助金等の整理合理化	72	各年度	補助金等交付額 7億5千万円以内	34
	(2)非常勤特別職の報酬等の見直し	73	23年度	非常勤特別職の報酬等の検証	35
	(3)時間外勤務等の抑制	74	各年度	時間外勤務及び休日勤務時間数 4万時間以内	35
	(4)特別会計の経営健全化	75	27年度	国 保 繰出金*割合 10%台維持 下水道 繰出金割合 15%以内	35
	(5)計画的な基金管理・運用	76	各年度	財政調整基金*残高 標準財政規模*の5%以上	35
第 4	業務執行体制の整備				36
1	組織機構等の最適化				36
	(1)組織機構の簡素合理化	77	各年度	組織機構の整備	36
	(2)グループ制*の効果的活用	78	各年度	グループ制の推進	36
	(3)定員管理の適正化	79	27年度	職員定数 370人	36
	(4)勤務時間の弾力的運用	80	25年度	時差勤務制度の導入	37
2	職員給与等の適正化				37
	(1)給与制度の改革	81	23年度	通勤手当の見直し	37
	(2)旅費制度の見直し	82	24年度	日当の部分廃止	37
3	危機管理体制の強化				37
	(1)危機管理体制の整備	83	24年度	危機管理マニュアルの作成	37
	(2)事業継続計画の策定	84	23年度 25年度	事業継続計画の策定(新型インフルエンザ編) 事業継続計画の策定(震災編)	38
	(3)災害図上訓練*の実施	85	24年度	災害図上訓練の実施	38
4	関係団体の活性化				38
	(1)社会福祉協議会の自立促進	86	26年度	職員派遣の打ち切り	38
	(2)シルバー人材センターの自立促進	87	25年度	運営資金貸付金の貸付期間及び貸付額の縮小	38

第3章 行政改革の推進項目

【改革の柱①】最適な行政サービスの創造（質的改革）

第1 利便性及び快適性の向上

市民の信託に基づく市政という原点に立ち返り、生活者や納税者の視点から利便性及び快適性の向上に取り組み、市民満足度の高い行政サービスの提供を目指す。

1 窓口等サービスの向上

推進項目	項番 01	窓口利用時間の延長等の実施			
主管課	企画政策課	連携課	関係各課		
推進内容	通常の開庁時間に来庁できない市民等の利便性を確保するため、毎週木曜日に本庁舎で実施している窓口利用時間の延長について、利用実績の推移、費用対効果等を検証しながら継続するとともに、需要に応じて臨時の休日開庁を実施する。				
数値目標等	平成23年度：窓口利用時間の延長の検証等				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 02	公金の納付方法の多様化			
主管課	収納課，文書情報課，会計課	連携課	関係各課		
推進内容	納付機会を拡充し、期限内納付の促進及び収納率の向上を図るため、コンビニエンスストア収納をはじめ、マルチペイメントネットワーク*による電子納付、クレジットカード決済を利用して市税、保育料等の公金を納付できる仕組みを順次構築する。				
数値目標等	平成23年度：市税に係るコンビニエンスストア収納の導入【収納課，会計課】 マルチペイメントネットワークによる電子納付等の検討【文書情報課】				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施 (コンビニ収納)	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 03	手続の簡素化			
主管課	文書情報課	連携課	関係各課		
推進内容	申請・届出手続の負担軽減を図るため、押印、記載事項等の必要性について全体的な見直しを行い、できる限り各種申請・届出用紙の簡略化・統合化、押印の廃止及び添付書類の削減を進めるとともに、市民に対して手続方法等の周知に努める。				
数値目標等	平成24年度：申請・届出手続の改正				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	実施	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 04	近隣市町との公共施設の相互利用			
主管課	生涯学習スポーツ課, 図書館	連携課			
推進内容	図書館、地区会館等の公共施設について、経費を抑制しつつ利便性の高いサービスが提供できるよう、近隣市町との相互利用に向けて、実施環境の整備に関する検討、協議を行い、順次実施する。				
数値目標等	平成23年度：図書館の相互利用開始【図書館】 公共施設の相互利用に向けた検討・協議【生涯学習スポーツ課】				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施 (図書館相互利用)	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 05	市民満足度の把握・活用			
主管課	企画政策課	連携課			
推進内容	行政需要を的確に把握し、市民の視点に立った行政サービスを提供するため、市民意識調査のほか、窓口アンケート等多様な手段を用いて市民満足度調査を行うなど、行政サービスに対する市民の満足度を測る仕組みを構築する。				
数値目標等	平成24年度：市民満足度調査の実施				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	実施	⇔	⇔	⇔

2 行政手続等のオンライン化

推進項目	項番 06	電子申請*サービスの拡充			
主管課	文書情報課, 関係各課	連携課			
推進内容	時間的、場所的な制約を受けずに申請・届出手続を行えるようにするため、電子申請の対象サービスの拡大に向けて積極的な検討を行い、電子申請サービスの活用を促進する。				
数値目標等	平成27年度：電子申請対象サービス数 15種類				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 07	電子調達*サービスの推進			
主管課	総務契約課	連携課	文書情報課		
推進内容	電子調達サービスの本格実施により事業者の利便性向上を図り、調達費用の低廉化及び行政事務の効率化を進めるため、入札参加資格審査・受付に加えて、電子入札、入札情報の各サービスを順次導入、推進する。				
数値目標等	平成23年度：電子入札サービスの拡大、入札情報サービスの実施				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 08	住民基本台帳カードの普及促進			
主管課	市民課	連携課	文書情報課		
推進内容	電子自治体の基盤をなす住民基本台帳カードの普及を促進するため、窓口等で周知を図るとともに、利便性向上の観点から、印鑑登録証、図書館カード等としても利用可能なカードの多機能化について検討する。				
数値目標等	平成27年度：住民基本台帳カード発行枚数 1万枚				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 09	公共施設予約システムの導入			
主管課	生涯学習スポーツ課	連携課	文書情報課		
推進内容	公共施設の利用手続をより簡便にするため、各公共施設の情報端末のほか、インターネットを通じて自宅や職場から各公共施設の空き状況の確認や予約ができる公共施設予約システムについて検討、導入する。				
数値目標等	平成26年度：公共施設予約システムの導入				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	⇔	⇔	実施	⇔

推進項目	項番 10	地理情報システム*の導入			
主管課	文書情報課， 関係各課	連携課			
推進内容	市民サービスの向上及び全庁的な事務の効率化を図るため、道路、施設、土地利用等の多様な地理情報を高度利用できる地理情報システムについて検討、導入する。				
数値目標等	平成23年度：地理情報システムの導入【防災安全課， 道路公園課】				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施 (順次導入)	⇔	⇔	⇔	⇔

第2 公正の確保及び透明性の向上

市民に信頼される公平・公正な行政運営を推進するため、行政手続の適正化や法令遵守、公務員倫理の徹底を図る。

また、市政情報を市民に分かりやすく提供し、情報の共有化を推進することにより透明性の向上を図るとともに、多様な機会における市民との対話を通じて市民需要を把握するよう努める。

1 情報の共有化

推進項目	項番 1 1	ホームページの充実			
主管課	秘書広報課	連携課	関係各課		
推進内容	閲覧者が容易に情報を得られるようにするため、統計資料、地域情報等の掲載内容を充実し、高齢者、障害者等に配慮しながら使いやすさの改善に努めるほか、アンケート機能の活用、ツイッター*での情報発信等について検討を進めるなど、ホームページの充実を図る。				
数値目標等	平成27年度：ホームページアクセス件数 50万件				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇄	⇄	⇄	⇄

推進項目	項番 1 2	情報提供サービスの推進			
主管課	秘書広報課	連携課	関係各課		
推進内容	迅速な情報提供により市民生活の安全性及び利便性を確保するため、電子メールで犯罪・災害・市政情報を配信する情報提供サービスについて、即時性の向上に努め、配信内容に選挙速報、検診案内等を加えるなど充実を図る。				
数値目標等	平成24年度：情報提供サービスの配信内容の拡大 平成27年度：情報提供サービス登録者数 3千人				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	実施	⇄	⇄	⇄

推進項目	項番 1 3	ホームページでの目録検索			
主管課	文書情報課	連携課	秘書広報課		
推進内容	情報公開制度の充実を図るため、文書管理システムの導入に合わせて、公文書等の目録情報を電子化し、ホームページ上で検索可能なシステムの導入を検討する。				
数値目標等	平成23年度：ホームページでの目録検索の検討				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	⇄	■	■	■

推進項目	項番 14	出前講座の充実			
主管課	生涯学習スポーツ課	連携課	関係各課		
推進内容	市政情報の共有による開かれた市政を推進するため、関係機関との連携、外部講師の活用等を図りながら「出前講座むさしむらやま塾」の講座内容を充実し、更なる利用促進に努める。				
数値目標等	平成27年度：出前講座の講座数 70講座				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 15	各種財政情報の公表			
主管課	財政課	連携課			
推進内容	財政運営の透明性を確保するため、予算・決算の概要、財政指標等の公表に加え、財政状況を分かりやすくまとめた財政白書等の資料を作成し、ホームページ、説明会等を活用して市民に公表する。				
数値目標等	平成24年度：財政白書等の作成・公表				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	実施	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 16	庁議結果の公表			
主管課	企画政策課	連携課			
推進内容	市政の透明性の向上を図るため、市政の基本施策を審議策定する市の最高審議機関である庁議の会議録（要旨）をホームページ上で公表する。				
数値目標等	平成24年度：庁議の会議録（要旨）の公表				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	実施	⇔	⇔	⇔

2 市民意見の反映

推進項目	項番 17	タウンミーティング*の実施			
主管課	秘書広報課	連携課			
推進内容	市長自らが市民の生の声を聞き、これを幅広く市政に反映させるため、地域、テーマ、開催方法等について見直しを図りながら、「市民と市長のタウンミーティング」を定期的の実施する。				
数値目標等	各年度：タウンミーティング実施回数 延べ10回				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 18	広聴手段の充実			
主管課	秘書広報課	企画政策課	連携課		
推進内容	市民の意見、要望等を的確に把握するため、市長への手紙、市民提案制度等、既存の広聴機能の充実を図るとともに、電子アンケート、インターネットを活用した市政モニター制度等、新たな広聴手段の導入について検討する。				
数値目標等	平成25年度：新たな広聴手段の導入【秘書広報課】				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	⇔	実施	⇔	⇔

推進項目	項番 19	意見公募手続*の制度化			
主管課	企画政策課	連携課	文書情報課		
推進内容	意思決定過程の公正及び透明性を確保するため、計画、条例等の重要な政策を決定する際にあらかじめ案を公表し、広く市民の意見を求める意見公募手続（パブリックコメント）について、実施対象、方法等を定めた規程を整備し、統一的な運用を図る。				
数値目標等	平成23年度：意見公募手続に係る規程の整備				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

3 信頼性の確保

推進項目	項番 20	公務員倫理・法令遵守の徹底			
主管課	職員課	連携課	文書情報課		
推進内容	公務員に対する市民の信頼を確保するため、引き続き必要な研修を行うほか、規程の制定やマニュアルの作成、職員意識調査等により、職員一人ひとりに対する公務員倫理・法令遵守の徹底を図るとともに、公益通報*制度の適切な運用により、不正行為の防止等に向けた取組を行う。				
数値目標等	平成23年度：公務員倫理マニュアルの作成				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 21	入札・契約制度の改善			
主管課	総務契約課	連携課	財政課		
推進内容	入札・契約過程における透明性の確保、公正な競争の促進等を図るため、最低制限価格の見直しをはじめ、条件付き一般競争入札、総合評価方式等の導入、電子入札サービスの実施など、入札・契約制度の改善に継続的に取り組む。				
数値目標等	平成23年度：最低制限価格の見直し				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施 (順次改善)	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 22	外部監査制度*の導入			
主管課	監査事務局	連携課			
推進内容	市政運営の透明性を一層高めるため、監査委員による監査の充実を図るとともに、弁護士、公認会計士、 税理士 等の専門家を活用した外部監査制度の導入について検討する。				
数値目標等	平成23年度：外部監査制度の導入検討				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	⇔	■	■	■

推進項目	項番 23	オンブズパーソン制度*の導入			
主管課	秘書広報課	連携課			
推進内容	市民本位の市政を推進するため、市民の市政に関する苦情を公正・中立的な立場で調査し、必要に応じて勧告又は意見表明をすることで、市政の改善及び市民の権利・利益の擁護を図る仕組みとして、オンブズパーソン制度の導入について検討する。				
数値目標等	平成23年度：オンブズパーソン制度の導入検討				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	⇔	■	■	■

第3 参加及び協働の推進

行政と市民との相互信頼・協力関係に基づく市政を実現するため、多様な参加の機会を確保する。

また、行政と市民との適切な役割分担の観点から、市民活動団体、企業等多様な主体との協働*・連携関係を構築し、行政の担うべき役割の明確化・重点化を図るとともに、これまで主に行政が担ってきた公共領域への参加を促す環境を整備する。

1 市民参加及び協働

推進項目	項番 24	自治基本条例*の制定			
主管課	企画政策課	連携課			
推進内容	住民自治を推進し、自立した地域社会の実現を図るため、最高規範性を有する自治基本条例の制定に向けて、市民の理解促進及び意識醸成に努め、時宜に応じて条例に規定すべき内容等を再検討する。				
数値目標等	平成26年度：自治基本条例の再検討				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
				検討 (条例再検討)	⇨

推進項目	項番 25	審議会等への参加機会の拡充			
主管課	地域振興課	連携課	関係各課		
推進内容	計画段階からの市民参加を促進し、市民各層の意見を市政に反映させるため、審議会等における公募枠を拡大するとともに、新たな人材を積極的に活用し、市民参加の裾野を広げるよう努める。				
数値目標等	平成27年度：公募委員比率 25%				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇨	⇨	⇨	⇨

推進項目	項番 26	男女共同参画の推進			
主管課	地域振興課	連携課	関係各課		
推進内容	男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画計画（男女YOU・Iプラン）に基づき、審議会等への女性の積極的な参画を促進し、委員構成の均衡を図るとともに、男女共同参画都市宣言、男女共同参画条例等の施策について検討する。				
数値目標等	平成27年度：女性委員比率 40%				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇨	⇨	⇨	⇨

2 地域協働の推進

推進項目	項番 27	協働事業提案制度の創設			
主管課	地域振興課	連携課	関係各課		
推進内容	市民の主体的な意欲を地域課題の解決に生かし、協働により地域を支え合う仕組みづくりを推進するため、市民協働推進会議の報告を踏まえ、協働事業提案制度（市民提案型まちづくり事業補助金）を創設する。				
数値目標等	平成23年度：協働事業提案制度の創設				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 28	公園・緑地等ボランティア制度の推進			
主管課	道路公園課	連携課			
推進内容	公園の利用及び地域コミュニティの活性化を図るため、公園・緑地等ボランティア制度の周知徹底及び登録促進に努め、市民との協働による公園・緑地等の維持管理を推進する。				
数値目標等	平成27年度：公園・緑地等ボランティア登録数 100人				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 29	グリーンヘルパー制度の創設			
主管課	道路公園課	連携課			
推進内容	市民の都市緑化意識の高揚を図るため、地域の身近な緑の実践指導を行うグリーンヘルパー制度の創設を検討する。				
数値目標等	平成23年度：グリーンヘルパー制度の創設検討				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	⇔	■	■	■

推進項目	項番 30	ボランティア人材パートナーズ制度の推進			
主管課	地域振興課	連携課	関係各課		
推進内容	地域における市民活動を促進し、協働のまちづくりを推進するため、知識、経験、技能等を有する人材を登録、紹介するボランティア人材パートナーズ制度の周知徹底及び登録促進に努める。				
数値目標等	平成27年度：ボランティア人材パートナーズ登録者数 40人				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 31	協働によるくらしの便利帳の発行			
主管課	秘書広報課	連携課	関係各課		
推進内容	市民の利便性向上及び地域経済の活性化を図るため、企業との協働により日常生活に役立つ行政情報、地域情報等をまとめたくらしの便利帳を発行し、市内全世帯に配布する。				
数値目標等	平成23年度：協働によるくらしの便利帳の発行				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 32	産学官連携の推進			
主管課	企画政策課	連携課	関係各課		
推進内容	大学の有する優れた施設や専門的な知識を地域づくりに活用するため、大学と連携協力に関する協定を締結し、行財政全般にわたる連携協力を推進する。また、企業が取り組む社会貢献活動との連携を積極的に推進する。				
数値目標等	平成23年度：大学等との連携推進に向けた検討・協議				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	⇔	■	■	■

3 コミュニティの活性化

推進項目	項番 33	コミュニティづくりの推進			
主管課	地域振興課, 防災安全課	連携課	関係各課		
推進内容	コミュニティ活動の活性化を図るため、活動拠点となる施設の整備・充実及び自治会等の活動に対する支援に努めるほか、地域コミュニティ活性化検討協議会において新たな対策を検討する。また、自主防災・自主防犯組織の結成促進及び育成を図る。				
数値目標等	平成27年度：自治会加入率 50%【地域振興課】 自主防災組織結成率 50% 自主防犯組織結成数 20団体【防災安全課】				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 34	職員地域担当制の導入			
主管課	地域振興課	連携課			
推進内容	地域及び市民の実態を把握し、市民の意見等を幅広く市政に反映させるため、職員がまちへ、現場へ積極的に出向く職員地域担当制を導入する。				
数値目標等	平成24年度：職員地域担当制の導入				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	実施	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 35	ICT*を活用したコミュニケーションツール*の検討			
主管課	地域振興課	連携課			
推進内容	市民相互の交流及び市政への参加を促進するため、日記、コミュニティ等の機能を有する地域SNS*などICT（情報通信技術）を活用したコミュニケーションツールについて検討する。				
数値目標等	平成23年度：ICTを活用したコミュニケーションツールの検討				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	⇔	■	■	■

推進項目	項番 36	コミュニティビジネス*の支援			
主管課	地域振興課	連携課			
推進内容	地域の人材、施設等を生かしながら地域課題をビジネス的な手法により解決しようとするコミュニティビジネスの創出を促進するため、情報提供、研修会等の支援策について検討、実施する。				
数値目標等	平成25年度：コミュニティビジネス支援策の実施				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	⇔	実施	⇔	⇔

第4 職員の能力向上及び意識改革

行政改革を真に実効性のあるものとするためには、職員の更なる能力向上が不可欠である。職員一人ひとりが危機意識と改革意欲を持ち、現場感覚を生かしながら職務を遂行し、組織の中で能力を最大限に発揮できるような環境づくりを推進する。

1 人材育成の推進

推進項目	項番 37	人事考課制度の本格実施			
主管課	職員課	連携課			
推進内容	職員の公正な処遇及び能力開発等に資するため、各職員の業績や職務への取組等を評価する人事考課制度について、試行を通じて制度内容及び運用方法の改善を重ねるとともに、他市の動向等を踏まえ、考課結果の活用方法について具体的に検討を進め、本格実施に移行する。				
数値目標等	平成25年度：人事考課制度の本格実施移行				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施 (試行)	⇔	実施 (本格実施)	⇔	⇔

推進項目	項番 38	複線型人事管理制度の導入			
主管課	職員課	連携課			
推進内容	複雑高度化する業務に対応するため、職員が自らの適性や能力、希望等に応じて、ゼネラリスト（総合職）、スペシャリスト（専門職）又はエキスパート（専任職）の各ルートを選択できる複線型人事管理制度の導入について検討する。				
数値目標等	平成23年度：複線型人事管理制度の導入検討				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	⇔	■	■	■

推進項目	項番 39	職員研修の充実			
主管課	職員課	連携課			
推進内容	職員の能力開発及び意識改革に資するため、人材育成基本方針を踏まえ、助成制度の充実により自己啓発の促進を図るほか、派遣研修、他団体交流等の職場外研修の充実及び全庁的な職場内研修（OJT）の推進に努める。				
数値目標等	平成23年度：嘱託員研修の実施				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 40	職員の健康管理			
主管課	職員課	連携課	関係各課		
推進内容	業務の高度化、複雑化等に伴う職員のメンタルヘルス不調等を防止するため、職員に健康管理の自覚を促すとともに、相談、研修等を通じた予防対策の充実及び復職時の支援体制の整備を図り、働きやすい職場環境の確保に努める。				
数値目標等	平成23年度：健康相談事業の周知徹底，メンタルヘルスに関する情報提供				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

2 創造的活動の支援

推進項目	項番 41	職員提案制度の活用促進			
主管課	企画政策課	連携課			
推進内容	事務能率の改善及び市民サービスの向上に資するため、職員からの改善意見の提案を奨励する職員提案制度について、推進月間を設定するなどして制度の積極的な活用を促し、全庁的な意識改革の浸透を図る。				
数値目標等	各年度：職員提案件数 5件				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 42	自主研究グループ活動の促進			
主管課	職員課	連携課			
推進内容	職員の自己啓発意欲の高揚及び政策形成能力の向上を図るため、自主研究グループ活動への支援を拡充するとともに、活動成果を広く職員に周知し、これを積極的に活用するよう努める。				
数値目標等	平成23年度：自主研究グループ活動の成果周知・活用				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

【改革の柱②】 自立的な行財政基盤の確立（量的改革）

第1 業務改善の推進

限られた経営資源を最大限に活用する観点から、行政内部の意思決定や管理事務の簡素化を図るとともに、少子高齢化の進展、学校施設をはじめとする社会基盤の老朽化による更新需要の増大等の中・長期的な傾向を的確に把握しながら事業の選択と重点化を図り、継続的な実施が困難な事業については早期に廃止を含めた見直しを行うなど、将来世代に責任を持つ行財政運営を推進する。

また、経済性や効率性とともに行行政責任の確保、秘密保持等の多角的な観点から民間活力の導入を検討し、これを積極的に推進することで、経費の節減及びサービスの向上を目指す。

1 事務事業の重点化

推進項目	項番 43	部局マニフェストの作成			
主管課	企画政策課	連携課			
推進内容	市民への説明責任、部長等のマネジメント意識の向上及び職員間の目標共有を図るため、各部局において当該年度における部局の基本方針、重点的な取組内容等を盛り込んだマニフェストを作成し、ホームページで公表する。				
数値目標等	平成24年度：部局マニフェストの作成・公表				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	実施	⇄	⇄	⇄

推進項目	項番 44	行政評価制度*の充実			
主管課	企画政策課	連携課			
推進内容	成果重視の市政を推進し、市民への説明責任を果たすため、外部評価の対象を拡大しながら事務事業評価を継続するとともに、政策・施策評価の導入について検討し、行政評価制度の充実を図る。				
数値目標等	平成23年度：外部評価の対象拡大 平成24年度：政策・施策評価の導入				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施 (外部評価拡大)	実施 (政策・施策評価)	⇄	⇄	⇄

2 事務事業の再編整理

推進項目	項番 45	事務事業の合理化			
主管課	企画政策課, 関係各課		連携課		
推進内容	限られた経営資源を有効に活用するため、行政評価の結果を踏まえ、不要不急又は有効性の低い事務事業の廃止・縮小、類似する事務事業の整理統合など徹底した見直しを行い、事務事業の合理化を推進する。				
数値目標等	平成23年度：休日診療・休日歯科診療の見直し【健康推進課】 平成24年度：各種福祉手当の見直し【高齢福祉課, 障害福祉課】 歳入歳出決算審査意見書の見直し【監査事務局】				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施 (順次実施)	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 46	民間委託の推進			
主管課	企画政策課, 関係各課		連携課		
推進内容	経費の削減及びサービス水準の維持向上を図るため、民間委託が適当な事務事業については、行政責任の確保、個人情報保護等に留意した上で、積極的に民間委託を検討、実施する。				
数値目標等	平成23年度：小学校給食調理等業務の委託検討【学校給食課】				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	⇔	■	■	■

3 事務執行の効率化

推進項目	項番 47	文書審査の合理化			
主管課	文書情報課		連携課		
推進内容	起案文書に係る事務能率の向上を図るため、主管部課における決裁過程での文書審査を充実するなど、文書主管課長及び文書取扱者による文書審査のあり方全般について検証、見直しを行う。				
数値目標等	平成23年度：文書審査の見直しに向けた検証				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	⇔	■	■	■

推進項目	項番 48	公共料金の一括支払			
主管課	会計課		連携課	関係各課	
推進内容	全庁的な支払事務の効率化を図るため、各施設で使用した電気、ガス、水道等の公共料金を事業者ごとに集約し、会計課において一括して支払う仕組みを構築する。				
数値目標等	平成24年度：公共料金の一括支払開始				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	実施	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 49	I P 電話*の導入			
主管課	総務契約課	連携課			
推進内容	通信費の削減を図るため、I P 電話に関する費用面及び技術面での動向を踏まえ、導入の可否、方法等について調査・研究する。				
数値目標等	平成23年度：I P 電話の調査・研究				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	⇔	■	■	■

4 行政情報化の推進

推進項目	項番 50	文書管理システムの導入			
主管課	文書情報課	連携課			
推進内容	公文書の適正な管理を推進するため、文書の作成、收受から保存、公開、廃棄に至るまでのサイクルを一元的に管理できる文書管理システムの導入を検討する。				
数値目標等	平成23年度：文書管理システムの導入検討				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	⇔	■	■	■

推進項目	項番 51	校務支援システムの導入			
主管課	教育総務課	連携課			
推進内容	校務の効率化及び情報セキュリティの確保を実現するため、学籍管理、成績管理、保健管理等、学校特有の事務処理を全ての小・中学校で統一的行える校務支援システムを導入する。				
数値目標等	平成23年度：校務支援システムの導入（村山学園） 校務支援システムの導入検討（その他の小・中学校）				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施 (順次導入)	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 52	電子計算組織の全体最適化			
主管課	文書情報課	連携課			
推進内容	電子計算組織の安定的かつ効率的な運用を図るため、業務ごとに構築された電子計算組織を一元的に把握し、長期的な視点に立って費用対効果や相互連携、アウトソーシング等を検証するなど、機器の入替え等の時期を捉えて全体最適化を目指した取組を進める。				
数値目標等	平成26年度：電子計算組織の全体最適化に向けた見直し				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	⇔	⇔	実施	⇔

第2 公共施設の効率的な管理運営

公共施設については、地域特性、財政状況等を総合的に勘案しながら適正な整備を行うことを基本とし、既存施設については、現在及び将来の需要、老朽化の状況等を踏まえて、統廃合や機能の転換による利活用を図るとともに、効率的な管理運営方法を検討する。

1 公共施設の有効活用

推進項目	項番 53	公共施設白書の作成			
主管課	財政課	連携課	施設課		
推進内容	公共施設の現況を一元的に把握し、市民と認識を共有していくため、各公共施設の利用状況、建築概要、維持管理費等を整理した公共施設白書を作成し、ホームページ等で公表する。				
数値目標等	平成25年度：公共施設白書の作成・公表				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	⇔	実施	⇔	⇔

推進項目	項番 54	施設改修計画の策定			
主管課	施設課	連携課	企画政策課， 財政課		
推進内容	施設を良好に維持し、その耐久性を確保するとともに、各年度の財政負担の平準化を図るため、施設改修計画を策定し、各公共施設の改修を計画的に実施する。				
数値目標等	平成25年度：施設改修計画の策定				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	⇔	実施	⇔	⇔

推進項目	項番 55	省エネルギー対策の推進			
主管課	環境課	連携課	関係各課		
推進内容	地球温暖化の防止及びエネルギー使用量の削減を図るため、地球温暖化対策実行計画に基づき、順次、各公共施設において省エネルギー診断、省エネルギー設備への改修等の取組を進める。				
数値目標等	平成24年度：省エネルギー設備への改修等				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	実施	⇔	⇔	⇔

2 民間活用の推進

推進項目	項番 56	公共施設の自主管理			
主管課	地域福祉課, 生涯学習スポーツ課	連携課			
推進内容	地区集会所、老人福祉館等の地域施設等については、きめ細やかなサービスの提供及び自治意識の高揚を図るため、協働の視点から、地域住民、利用団体等による主体的な施設管理を念頭に置き、管理業務の包括的な委託や指定管理者制度*の活用を進める。				
数値目標等	平成23年度：公共施設の自主管理に向けた検討【地域福祉課, 生涯学習スポーツ課】				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	⇔	■	■	■

推進項目	項番 57	指定管理者制度*の活用			
主管課	企画政策課, 関係各課	連携課			
推進内容	公の施設について、サービスの向上及び経費の節減等を図るため、公の施設の指定管理者制度の導入及び運用に関する指針に基づき、順次、指定管理者制度を導入するとともに、モニタリング*の実施により適正な管理を確保する。				
数値目標等	平成24年度：つみき保育園への指定管理者制度の導入【子育て支援課】				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 58	PFI*手法の活用			
主管課	企画政策課	連携課	関係各課		
推進内容	新たな公共施設等の整備に当たり、より効率的かつ効果的な公共サービスの提供を実現するため、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して設計、建設、維持管理及び運営を行うPFI手法の活用を検討する。				
数値目標等	平成24年度：PFI手法の活用検討				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		検討	⇔	■	■

推進項目	項番 59	借上公営住宅の検討			
主管課	財政課	連携課			
推進内容	既存市営住宅の老朽化対策として、建設費及び維持管理費の低減を図るため、民間事業者等が新築し、又は所有している住宅を借り上げて供給する借上方式について、従来の建替え（直接建設方式）と比較検討する。				
数値目標等	平成23年度：借上公営住宅の比較検討				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	⇔	■	■	■

3 公共施設の見直し

推進項目	項番 60	各種集会施設のあり方の検討			
主管課	障害福祉課, 生涯学習スポーツ課	連携課			
推進内容	各種集会施設を効率的に配置するため、老朽化が進む若草集会所及び地区集会所について、設置目的、利用状況等を踏まえ、廃止を含めてそのあり方を検討する。				
数値目標等	平成23年度：若草集会所のあり方の検討【障害福祉課】 上水台地区集会所等のあり方の検討【生涯学習スポーツ課】				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	⇔	■	■	■

推進項目	項番 61	防災対策用資材センターの利活用			
主管課	防災安全課	連携課	関係各課		
推進内容	防災対策用資材センターの有効活用を図るため、防災用資器材の保管場所及び災害時の救援活動等の拠点としての機能に加え、平常時は市民が防災意識の高揚、防災活動の推進等を目的とした研修、集会等に利用できるよう施設の利活用策を検討する。				
数値目標等	平成23年度：防災対策用資材センターの利活用の検討				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	⇔	■	■	■

第3 持続可能な財政基盤の構築

分権型社会に対応できる財政基盤を構築するため、補助金等の適正化、公共工事の効率的な執行、特別会計繰出金の抑制等により歳出全般の効率化及び財源配分の重点化を図る。

また、厳しい財政運営が予想される中で、歳出の見直しと併せて、市税等の収納率の向上や受益者負担の適正化、市有財産の有効活用など、自主財源の確保に積極的に取り組む。

1 自立的な財政運営

推進項目	項番 62	中期財政計画の策定			
主管課	財政課	連携課			
推進内容	将来にわたり健全な財政運営を維持していくため、今後の財政見通しを予想できる範囲で明らかにした中・長期的な財政運営の指針として、中期財政計画を策定する。				
数値目標等	平成24年度：中期財政計画の策定・公表				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	実施	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 63	各種財政指標の改善			
主管課	財政課	連携課			
推進内容	財政運営の自立性を確保するため、健全化判断比率*等により財政状況を把握するとともに、経常収支比率*、自主財源比率*及び公債費比率*の目標値を設定し、財政規律を保持した中で計画的な財政運営に努める。				
数値目標等	平成27年度：経常収支比率 90.0% 自主財源比率 60.0% 公債費比率 5.0%				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 64	新地方公会計制度*への対応			
主管課	財政課	連携課			
推進内容	説明責任の履行及び財政の効率化・適正化を図るため、新地方公会計制度に基づく財務書類4表（貸借対照表*、行政コスト計算書*、純資産変動計算書*及び資金収支計算書*）を作成し、効果的に活用、公表する。				
数値目標等	平成23年度：財務書類4表の作成・公表				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

2 歳入の確保

推進項目	項番 65	市税等収納対策の強化			
主管課	収納課	連携課	関係各課		
推進内容	自主財源を確保し、負担の公平性を担保するため、年度ごとに具体的な数値目標を設定し、市税等の滞納を累積化させないよう早期処理に努めるとともに、納税指導、滞納処分など収納対策の更なる強化を図り、収納率の向上を目指す。				
数値目標等	平成27年度：市税収納率 95.1% 国民健康保険税収納率 75.0%				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 66	債権管理取扱指針の作成			
主管課	収納課	連携課	文書情報課，関係各課		
推進内容	債権管理の一層の適正化を図るため、地方税の滞納処分の例により処分することができる債権等について、その法的根拠、時効等を整理し、債権管理に関する統一的な事務処理等を定めた債権管理取扱指針を作成する。				
数値目標等	平成24年度：債権管理取扱指針の作成				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	実施	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 67	新たな財源の確保			
主管課	企画政策課，関係各課	連携課			
推進内容	新たな財源を確保するため、広告の有料掲載、刊行物の有償頒布等の取組を継続するほか、公共施設の命名権*、思い出ベンチ*、法定外税*等の先進事例について調査・研究し、順次導入する。				
数値目標等	平成23年度：法定外税の調査・研究【企画政策課】 超過課税*の調査・研究【課税課】 平成24年度：思い出ベンチの導入【道路公園課】				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施 (順次導入)	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 68	事務手数料の改定			
主管課	市民課	連携課	課税課		
推進内容	受益者負担の適正化を図るため、証明書発行等に係る事務手数料について、近隣市の料金水準との均衡に留意しながら定期的に見直しを行う。				
数値目標等	平成23年度：各種事務手数料の改定検討				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	⇔	■	■	■

推進項目	項番 69	公の施設使用料の見直し			
主管課	生涯学習スポーツ課	連携課	関係各課		
推進内容	受益者負担の適正化を図るため、公の施設使用料について、現行料金体系の妥当性を検証し、必要に応じて算定基準を明確化した上で見直しを行う。				
数値目標等	平成23年度：公の施設使用料の検証				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	⇨	■	■	■

推進項目	項番 70	公有財産の有効活用			
主管課	財政課	連携課			
推進内容	限られた経営資源を有効に活用するため、未利用又は暫定利用中の公有財産を点検し、効率的、効果的な利用方法を検討するとともに、庁内での利用が見込めない場合には、売却、有償貸付等を行うなど、積極的な利活用及び財源確保に努める。				
数値目標等	平成24年度：公有財産の売却等				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	実施	⇨	⇨	⇨

推進項目	項番 71	財源措置の要請			
主管課	財政課	連携課			
推進内容	地方分権改革による事務及び権限の移譲に的確に対応するため、これに伴う経費の財源措置について適切な対策が講じられるよう、機会を捉えて関係機関に対し要請する。				
数値目標等	各年度：関係機関に対する財源措置の要請				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇨	⇨	⇨	⇨

3 歳出の合理化

推進項目	項番 72	補助金等の整理合理化			
主管課	企画政策課	連携課	関係各課		
推進内容	限られた財源の効果的な活用を図るため、補助金等検討協議会の意見等を踏まえ、補助金等全般について定期的に検証し、整理合理化を推進することで、その総額の抑制に努める。				
数値目標等	各年度：補助金等交付額 7億5千万円以内 ※施設整備等に係る臨時的な補助金等を除く。				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇨	⇨	⇨	⇨

推進項目	項番 73	非常勤特別職の報酬等の見直し			
主管課	職員課	連携課	関係各課		
推進内容	職務の内容に応じて年額、月額又は日額により支給されている行政委員会委員等の非常勤特別職に対する報酬等について、市民の理解及び納得が得られるよう、他市の状況等を踏まえながら支給方法及び報酬額を検証し、適切な見直しを行う。				
数値目標等	平成23年度：非常勤特別職の報酬等の検証				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	⇔	■	■	■

推進項目	項番 74	時間外勤務等の抑制			
主管課	職員課	連携課	関係各課		
推進内容	職員の健康保持、公務能率の確保及び人件費総額の圧縮を図るため、ノー残業デーの継続、週休日の振替等の徹底のほか、勤務時間の弾力的運用の導入等により、時間外勤務及び休日勤務を抑制し、これらに係る手当を縮減する。				
数値目標等	各年度：時間外勤務及び休日勤務時間数 4万時間以内				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 75	特別会計の経営健全化			
主管課	保険年金課、下水道課	連携課	財政課		
推進内容	国民健康保険事業及び下水道事業に係る特別会計について、独立採算の原則にのっとり、事業の効率化及び収入の適正化を図ることで健全経営の確保に努め、一般会計からの繰出金*を抑制する。				
数値目標等	平成27年度：国保繰出金割合 10%台維持【保険年金課】 下水道繰出金割合 15%以内【下水道課】 ※国保繰出金割合=(一般会計繰出金<その他分>÷一般被保険者に係る療養諸費及び高額療養費)×100 ※下水道繰出金割合=(一般会計繰出金÷下水道事業特別会計歳入決算額)×100				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 76	計画的な基金管理・運用			
主管課	財政課	連携課	会計課		
推進内容	将来にわたる財政運営の健全性を確保するため、基金に依存しない財政構造に転換するとともに、財政調整基金*の最低残高を標準財政規模*の5%と定め、計画的な管理及び運用により基金残高の確保に努める。				
数値目標等	各年度：財政調整基金残高 標準財政規模の5%以上				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

第4 業務執行体制の整備

多様な市民需要や行政課題に迅速かつ的確に対応していくため、簡素で合理的な組織機構を基本に、柔軟で機動的な業務執行体制の整備を図る。

また、限られた経営資源を効率的かつ効果的に配分する上で、内部管理経費の縮減が重要であることから、地方分権の進展等の状況を踏まえつつ、職員数の抑制を基本とした定員管理を進め、時代の要請に応える給与制度の構築と運用の適正化を図るとともに、これらの情報を分かりやすく公表する。

1 組織機構等の最適化

推進項目	項番 77	組織機構の簡素合理化			
主管課	企画政策課		連携課		
推進内容	迅速な意思決定、機動性の確保及び関係部局間の連携強化に資するため、地方分権の進展を見込みつつ、継続的に組織機構の簡素合理化に取り組み、行政需要に即した横断的な組織運営に努める。				
数値目標等	各年度：組織機構の整備				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 78	グループ制*の効果的活用			
主管課	企画政策課		連携課 関係各課		
推進内容	限られた職員を最大限に有効活用し、行政需要に即して最適な業務執行体制を確立するため、適宜、グループの改編を行うなど、グループ制の効果的な活用を図る。				
数値目標等	各年度：グループ制の推進				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 79	定員管理の適正化			
主管課	企画政策課		連携課		
推進内容	適正な職員配置による行政運営を推進するため、定員適正化計画に基づき、計画的に事務事業の統廃合、民間活力の導入等を実施し、職員数の抑制を基本とした適正な定員管理に努める。				
数値目標等	平成27年度：職員定数 370人				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 80	勤務時間の弾力的運用			
主管課	職員課	連携課			
推進内容	効率的な勤務体制を確保し、 職員の健康管理及び公務能率の向上に資するため 、窓口利用時間の延長以外で夜間勤務が求められる場合に時差勤務制度を導入するなど、勤務時間の弾力的運用について検討、実施する。				
数値目標等	平成25年度：時差勤務制度の導入				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		検討	実施	⇔	⇔

2 職員給与等の適正化

推進項目	項番 81	給与制度の 改革			
主管課	職員課	連携課			
推進内容	国及び他の地方公共団体との均衡を考慮しつつ、職員の職務や責任、業績に応じた給与体系を構築するとともに、通勤手当等各種手当の内容及び水準について、市民の理解及び納得が得られるよう、社会情勢の変化に対応して継続的に見直しを行う。				
数値目標等	平成23年度：通勤手当の見直し				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施	⇔	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 82	旅費制度の見直し			
主管課	職員課	連携課			
推進内容	社会情勢に適応した旅費制度とするため 、出張基準の見直しを進め、宿泊を伴わない近距離圏内への出張に対する日当を廃止する。				
数値目標等	平成24年度：日当の部分廃止				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	実施	⇔	⇔	⇔

3 危機管理体制の強化

推進項目	項番 83	危機管理体制の整備			
主管課	防災安全課	連携課	関係各課		
推進内容	危機事象に迅速かつ的確に対応するため 、平時から広範な危機事象の想定、情報収集等に努めるとともに、 その発生時には遅滞なく 初動体制を確立し、全庁的な対応ができるよう、 危機事象への対処方針 、情報伝達、行動手順等を定めた危機管理マニュアルを作成する。				
数値目標等	平成24年度：危機管理マニュアルの作成				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	実施 (マニュアル作成)	⇔	⇔	⇔

推進項目	項番 84	事業継続計画の策定			
主管課	防災安全課, 健康推進課	連携課			
推進内容	災害等の発生時に優先的に取り組むべき重要な業務を継続し、仮に中断した場合でもできる限り最短で業務の復旧を図るため、資源配分、対応方針等を定めた事業継続計画（BCP）を策定する。				
数値目標等	平成23年度：事業継続計画の策定（新型インフルエンザ編）【健康推進課】 平成25年度：事業継続計画の策定（震災編）【防災安全課】				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施 (新型インフルエンザ編)	⇔	実施 (震災編)	⇔	⇔

推進項目	項番 85	災害図上訓練*の実施			
主管課	防災安全課	連携課			
推進内容	防災意識の高揚及び地域防災力の向上を図るため、地域を対象とした市民参加型の災害図上訓練を実施し、地図への記入を通して市民自らが避難経路、避難場所等を確認し、地域の防災上の問題点等を把握できるようにする。				
数値目標等	平成24年度：災害図上訓練の実施				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	検討	実施	⇔	⇔	⇔

4 関係団体の活性化

推進項目	項番 86	社会福祉協議会の自立促進			
主管課	地域福祉課	連携課			
推進内容	法人の独立性を確保するため、市と社会福祉協議会との役割分担を明確化する中で組織運営の合理化を総合的に検討し、自立促進に向けた措置を講ずるよう要請するとともに、市の財政的支援及び職員派遣のあり方について見直しを行う。				
数値目標等	平成26年度：職員派遣の打ち切り				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施 (自立要請等)	⇔	⇔	実施 (派遣打ち切り)	⇔

推進項目	項番 87	シルバー人材センターの自立促進			
主管課	地域福祉課	連携課			
推進内容	シルバー人材センターの役割が増す中で、法人の独立性を確保するため、民間からの受注を拡大するなど組織の自立化を一層推進するよう要請するとともに、市の財政的支援のあり方について見直しを行う。				
数値目標等	平成25年度：運営資金貸付金の貸付期間及び貸付額の縮小				
年次計画	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	実施 (自立要請等)	⇔	実施 (貸付金見直し)	⇔	⇔

第4章 行財政運営懇談会の付帯意見

当懇談会は、第五次行政改革大綱（素案）を基に、多角的な視点から慎重に審議を行い、基本的にこれを了承するものであるが、今後、市において本報告を踏まえて行政改革を推進するに際し、特に留意すべきと思われる事項について意見集約し、当懇談会の付帯意見として本章に述べることとする。

第1 【改革の柱①】最適な行政サービスの創造（質的改革）関連

1 市税等の口座振替の推進について

口座振替による市税等の納付は、市民にとって利便性が高く、納め忘れがないなど利点が多い。また、市にとっても財源を確保する観点から有効な方法である。このため、口座振替の申込手続について、金融機関等の窓口だけでなく、市が納付者から口座振替依頼書を預かり、一括して手続を行えるように改善するなど、口座振替による市税等の納付を更に推進する必要がある。

第2 【改革の柱②】自立的な行財政基盤の確立（量的改革）関連

1 家庭ごみ処理手数料の有料化について

多摩地域においては、現在、家庭ごみ処理手数料の有料化を実施する市が多数を占めている。そこで、負担の公平性を確保し、ごみ減量及びリサイクルを促進するため、また、新たな財源を確保する観点から、本市においても、家庭ごみ処理手数料の有料化について早期に検討することが必要である。

2 薬局における夜間、休日等の調剤について

薬局において夜間、休日等に調剤を受けた場合、調剤料の加算措置により自己負担額が増加するが、これを知らずに夜間、休日等に調剤を受ける市民が多いと思われる。

市では、現在、「医療費のお知らせ」の中で、診療時間内の診療を推奨する旨を記載しているとのことであるが、十分な周知がなされているとは言い難い。厳しい国民健康保険財政の状況等も考慮すると、調剤の場合も含めて、市民に更なる周知を行うことが必要である。

3 今後の財政運営等について

少子高齢化の進展、公共施設の老朽化に伴う更新等により、今後、本市の財政需要は更に増大することが見込まれ、より厳しい財政運営を強いられる。このため、今後の本市の財政運営について、市民が大きな視点から検討できる場を設定することが必要である。

なお、現在、市報及びホームページにおいて予算、決算等の状況が公表されているが、これらに加えて、各市との比較資料等が示されることによって、市民が本市の財政状況をより深く認識することも可能になる。

第3 その他関連

1 都営村山団地の空地活用について

都営村山団地（緑が丘地区）は、市内の他地区に比較して高齢化率が著しく高い状況にある。今後、高齢化による様々な課題に対応し、当該地区の活性化を図るためには、都営村山団地の建替えにより生じる空地の有効活用が重要となる。既に東村山市内の都営団地の空地では、定期借地権を活用した住宅開発が行われており、本市においても同様の手法による空地活用を早期に実現するため、東京都に対し要請していく必要がある。

2 多摩都市モノレールの市内早期延伸について

多摩都市モノレールの開通により新設された桜街道駅等の駅周辺では、マンション等の建設が相次いでおり、市税の増収及び地域の活性化に大いに寄与している。多摩都市モノレールの市内延伸により、本市の公共交通網は格段に充実し、沿線を中心に地域の活性化も期待される場所である。そこで、多摩都市モノレールの早期延伸を実現するため、市に対して更なる努力を求めるものである。

3 「障害者」の表記について

「障害者」の表記について、近年、当て字である「害」の字に対するマイナスの印象を考慮し、平仮名で「障がい者」と記述する例が官民を問わず増えている。当事者への配慮から、本市においても、当該表記について見直しを図る方向で検討することを望むものである。

第 1 行財政運営懇談会

1 行財政運営懇談会設置要綱

○武蔵村山市行財政運営懇談会設置要綱

〔平成17年6月1日〕
訓令(乙)第107号

(設置)

第1条 武蔵村山市の行財政に係る課題を総合的見地から調査検討し、もって市民に開かれた簡素で効率的な市政運営の実現に資するため、武蔵村山市行財政運営懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を調査検討し、市長に報告する。

- (1) 今後の行財政運営のあり方に関すること。
- (2) 行政改革の方策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員7人をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 2人
- (2) 公共的団体の代表者等 3人
- (3) 公募による武蔵村山市民 2人

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項の終了をもって満了する。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

武蔵村山市行財政運営懇談会設置要綱（平成12年武蔵村山市訓令（乙）第69号）は、廃止する。

附 則（平成20年3月24日訓令（乙）第22号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 行財政運営懇談会委員

○武蔵村山市行財政運営懇談会委員名簿

（平成22年12月22日委嘱）

区 分	氏 名	選 出 区 分	備 考
会 長	細 川 和 憲	識見を有する者 （設置要綱第3条第1号該当）	東京経済大学現代法学部教授
副会長	根 本 次 男	識見を有する者 （設置要綱第3条第1号該当）	税理士
委 員	荒 幡 善 政	公共的団体の代表者等 （設置要綱第3条第2号該当）	武蔵村山市公立学校PTA連合会
委 員	鈴 木 明 美	公共的団体の代表者等 （設置要綱第3条第2号該当）	武蔵村山市自治会連合会
委 員	米 原 義 春	公共的団体の代表者等 （設置要綱第3条第2号該当）	武蔵村山市商工会
委 員	猪 志 乃	公募による武蔵村山市民 （設置要綱第3条第3号該当）	公募（女性）
委 員	細 野 敏 彦	公募による武蔵村山市民 （設置要綱第3条第3号該当）	公募（男性）

（順不同：敬称略）

3 行財政運営懇談会の審議経過

第1回行財政運営懇談会	
日 時	平成22年12月22日(水) 午前10時から正午まで
場 所	市役所 市公室
報告事項	1 行財政運営懇談会の所掌事項等について 2 本市の財政状況及び職員数の状況について
議 題	1 会長及び副会長の互選について 2 会議の公開に関する運営要領の制定について 3 その他
第2回行財政運営懇談会	
日 時	平成23年1月13日(木) 午後6時55分から午後9時まで
場 所	市役所 301会議室
報告事項	1 第1回行財政運営懇談会の会議結果について 2 本市における行政改革の取組状況について
議 題	1 所掌事項の調査検討について (1) 第五次行政改革大綱の策定に関する基本方針 (2) 第五次行政改革大綱の推進項目案 2 その他
第3回行財政運営懇談会	
日 時	平成23年1月26日(水) 午前9時57分から午後0時3分まで
場 所	市役所 301会議室
報告事項	○ 第2回行財政運営懇談会の会議結果について
議 題	1 所掌事項の調査検討について (1) 第五次行政改革大綱の素案に掲げる推進項目 (2) 第五次行政改革大綱の素案 ※第1章 総論, 第2章 行政改革の推進体系及び推進項目一覧 第3章 行政改革の推進項目 2 その他
第4回行財政運営懇談会	
日 時	平成23年2月3日(木) 午前9時57分から正午まで
場 所	市役所 301会議室
報告事項	○ 第3回行財政運営懇談会の会議結果について
議 題	1 所掌事項の調査検討について ○ 第五次行政改革大綱の素案 ※第3章 行政改革の推進項目 2 その他

第 5 回行財政運営懇談会	
日 時	平成 23 年 2 月 17 日 (木) 午後 6 時 56 分から午後 9 時 3 分まで
場 所	市役所 301 会議室
報告事項	○ 第 4 回行財政運営懇談会の会議結果について
議 題	1 所掌事項の調査検討について ○ 第五次行政改革大綱の素案 ※第 3 章 行政改革の推進項目 2 その他
第 6 回行財政運営懇談会	
日 時	平成 23 年 2 月 24 日 (木) 午前 10 時から午前 11 時 51 分まで
場 所	市役所 301 会議室
報告事項	○ 第 5 回行財政運営懇談会の会議結果等について
議 題	1 所掌事項の調査検討について (1) 第五次行政改革大綱の素案 ※第 3 章 行政改革の推進項目 (2) 用語解説の整理 (3) 前書きの検討 2 その他
第 7 回行財政運営懇談会	
日 時	平成 23 年 3 月 1 日 (火) 午後 3 時～午後 時 分
場 所	市役所 301 会議室
報告事項	○ 第 6 回行財政運営懇談会の会議結果について
議 題	1 所掌事項の調査検討について ○ 報告書(案)の検討 2 その他

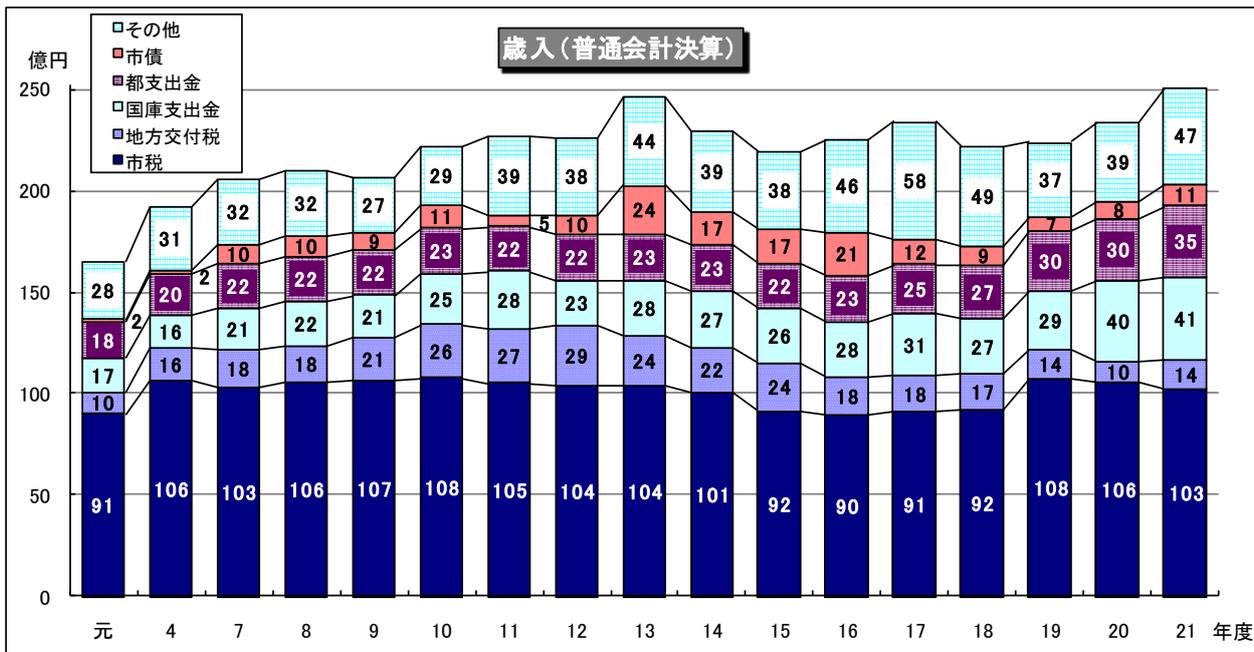
第2 参考資料

1 本市の財政状況

(1) 歳入の推移（普通会計決算ベース）

（単位：千円）

年度	合計	市 税		地方交付税	国庫支出金	都 支 出 金	市 債	そ の 他	
		合計	うち市民税						うち固定資産税
63	16,441,076	8,897,366	4,683,560	2,994,923	1,697,448	1,636,909	1,703,181	267,200	2,238,972
元	16,516,294	9,076,931	4,869,402	3,186,420	992,761	1,688,977	1,768,138	154,400	2,835,087
2	18,407,559	9,886,310	5,574,717	3,302,573	1,433,701	1,610,822	1,864,416	91,700	3,520,610
3	18,776,280	10,113,066	5,411,200	3,589,597	767,611	1,586,401	1,932,902	57,000	4,319,300
4	19,205,261	10,641,016	5,347,747	4,131,075	1,611,607	1,638,345	2,041,539	154,800	3,117,954
5	19,855,674	10,595,649	5,066,327	4,350,459	1,351,442	1,863,546	2,263,476	577,000	3,204,561
6	20,252,871	10,116,259	4,382,594	4,533,424	1,755,297	2,037,921	2,172,534	1,115,800	3,055,060
7	20,568,363	10,339,675	4,409,855	4,664,718	1,815,220	2,076,536	2,167,301	976,600	3,193,031
8	20,982,580	10,604,980	4,542,768	4,757,555	1,752,406	2,220,894	2,180,654	1,033,000	3,190,646
9	20,659,494	10,669,688	4,505,530	4,751,019	2,091,091	2,096,479	2,213,017	881,900	2,707,319
10	22,183,670	10,798,240	4,358,916	4,983,223	2,621,106	2,492,136	2,260,476	1,146,300	2,865,412
11	22,697,275	10,534,613	3,892,737	5,174,673	2,676,944	2,833,651	2,204,051	520,800	3,927,216
12	22,609,705	10,426,449	3,983,536	5,010,613	2,930,508	2,257,304	2,238,741	968,000	3,788,703
13	24,626,641	10,406,714	4,128,795	4,874,468	2,443,948	2,750,589	2,276,703	2,395,000	4,353,687
14	22,913,015	10,099,843	3,475,606	4,726,676	2,201,377	2,727,303	2,308,800	1,659,351	3,916,341
15	21,917,054	9,164,722	3,323,298	4,497,070	2,382,138	2,644,148	2,246,633	1,705,700	3,773,713
16	22,536,192	8,974,716	3,264,010	4,384,026	1,834,344	2,770,163	2,271,173	2,117,700	4,568,096
17	23,417,421	9,112,975	3,344,346	4,452,411	1,765,221	3,051,561	2,457,037	1,199,100	5,831,527
18	22,188,363	9,248,841	3,701,539	4,238,543	1,719,077	2,704,210	2,685,339	917,100	4,913,796
19	22,392,676	10,772,724	4,729,300	4,688,401	1,392,832	2,888,888	2,959,504	685,350	3,693,378
20	23,379,696	10,597,058	4,538,495	4,694,970	979,781	4,007,291	3,044,291	833,600	3,917,675
21	25,094,389	10,266,979	4,218,177	4,691,204	1,389,137	4,106,874	3,511,689	1,082,800	4,736,910



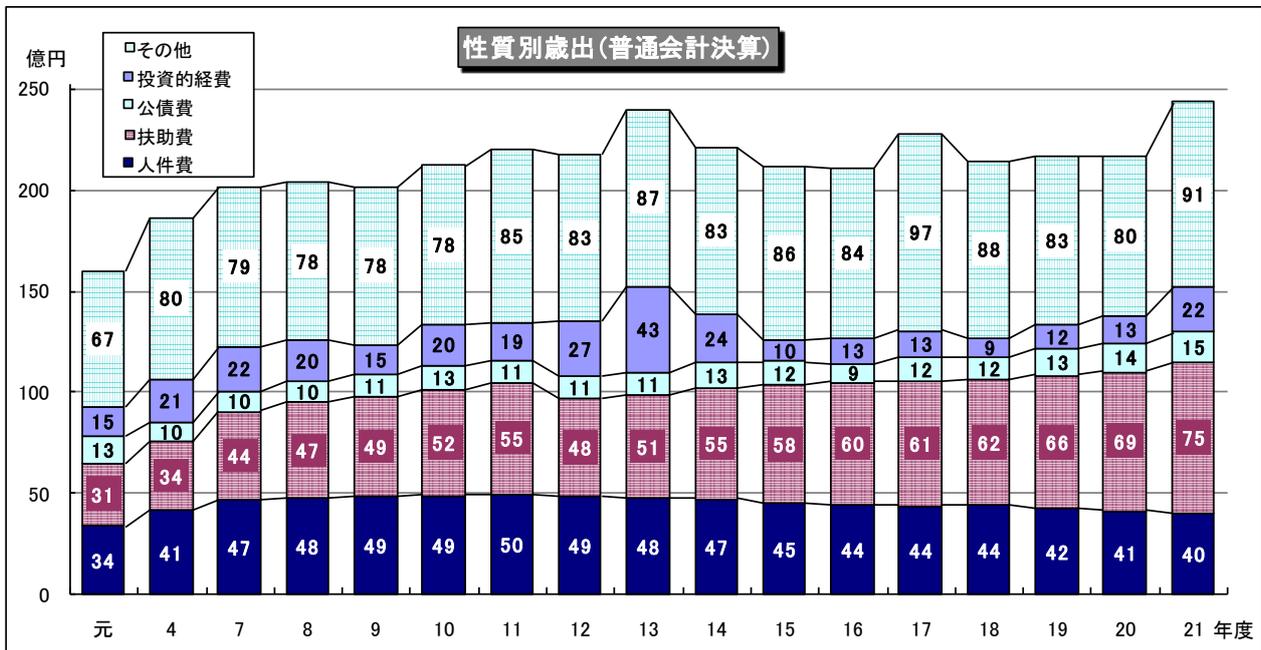
■地方交付税は、国の三位一体の改革により、平成16年度から減少している。

■国庫支出金は、平成20年度が定額給付金給付費補助金により、平成21年度が小中一貫校補助金等により増加した。

(2) 歳出の推移（普通会計決算ベース）

（単位：千円）

年度	合計	義 務 的 経 費 合 計	務 的 経 費			投資的経費	そ の 他
			人 件 費	扶 助 費	公 債 費		
63	16,015,344	7,544,439	3,135,565	2,994,528	1,414,346	1,479,691	6,991,214
元	15,999,893	7,827,985	3,389,471	3,110,072	1,328,442	1,470,747	6,701,161
2	18,037,185	7,922,188	3,648,335	3,220,252	1,053,601	2,065,103	8,049,894
3	18,366,167	8,126,538	3,833,381	3,261,171	1,031,986	2,861,297	7,378,332
4	18,658,344	8,543,522	4,143,340	3,409,119	991,063	2,111,180	8,003,642
5	19,219,500	9,105,581	4,360,331	3,768,932	976,318	2,413,596	7,700,323
6	19,653,235	9,613,842	4,448,687	4,085,270	1,079,885	2,471,245	7,568,148
7	20,145,914	10,075,440	4,667,361	4,394,954	1,013,125	2,203,328	7,867,146
8	20,363,421	10,548,591	4,773,859	4,727,422	1,047,310	2,017,334	7,797,496
9	20,183,108	10,885,443	4,866,226	4,893,644	1,125,573	1,456,420	7,841,245
10	21,208,451	11,352,010	4,892,741	5,209,066	1,250,203	2,022,932	7,833,509
11	21,988,130	11,587,106	4,970,676	5,487,413	1,129,017	1,869,058	8,531,966
12	21,796,980	10,793,553	4,857,027	4,825,378	1,111,148	2,692,295	8,311,132
13	23,974,083	10,963,143	4,753,619	5,076,106	1,133,418	4,289,351	8,721,589
14	22,117,851	11,461,897	4,718,072	5,476,208	1,267,617	2,383,132	8,272,822
15	21,138,245	11,526,987	4,501,284	5,841,880	1,183,823	1,048,380	8,562,878
16	21,109,472	11,436,890	4,447,088	6,047,084	942,718	1,253,274	8,419,308
17	22,755,365	11,727,506	4,380,418	6,145,640	1,201,448	1,319,290	9,708,569
18	21,448,459	11,753,399	4,419,506	6,177,345	1,156,548	927,965	8,767,095
19	21,650,348	12,139,601	4,240,361	6,580,961	1,318,279	1,208,227	8,302,520
20	21,705,294	12,443,727	4,136,728	6,863,502	1,443,497	1,310,662	7,950,905
21	24,350,929	12,971,755	4,033,979	7,452,858	1,484,918	2,245,467	9,133,707

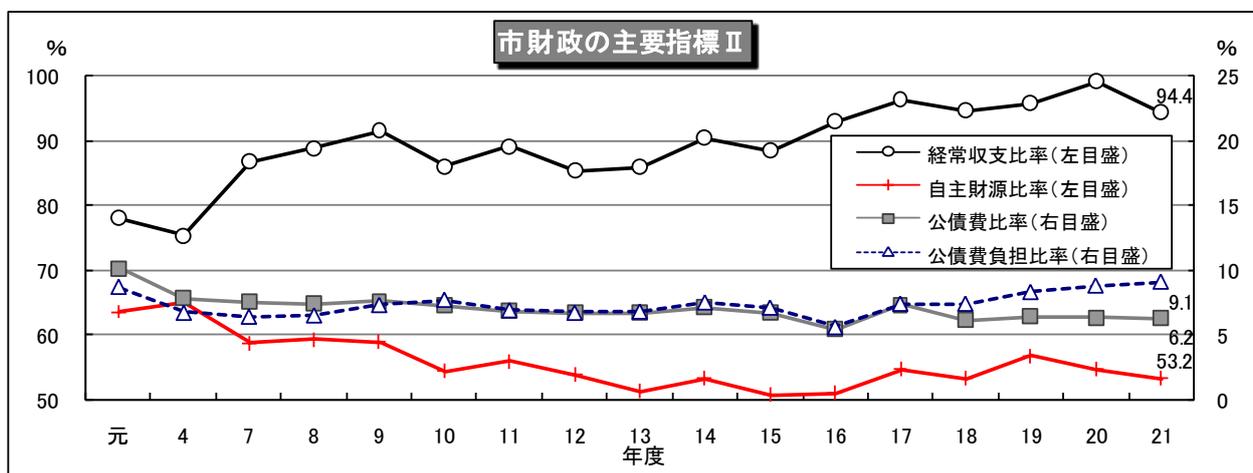
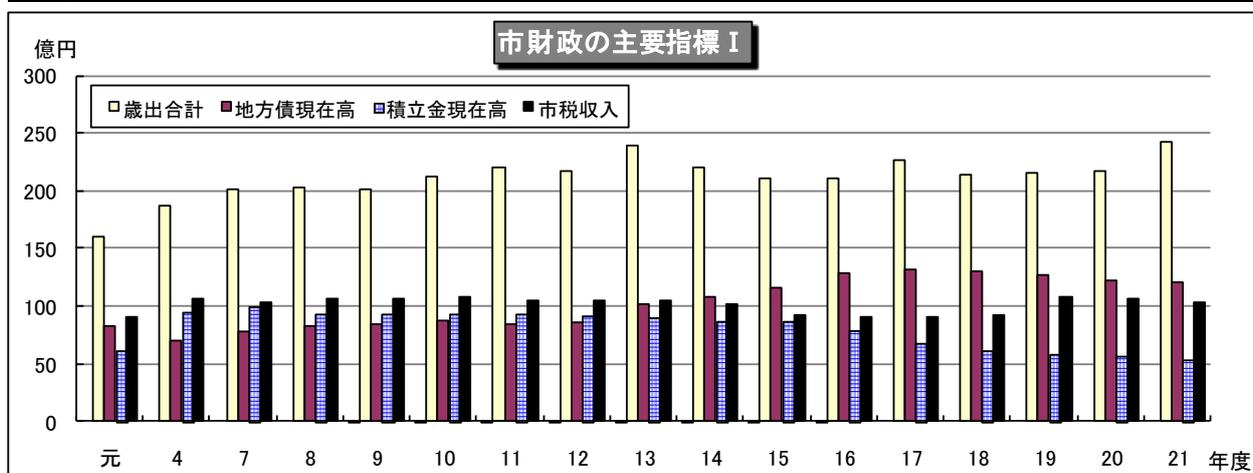


- 人件費は、平成9年度から定員適正化計画を策定し、職員定数の適正化に努めてきた結果、減少傾向にある。
- 扶助費は、介護保険制度の導入に伴い平成12年度は減少したが、その後、再び増加に転じている。
- 公債費は、平成6年度以降、国の政策減税により減税補てん債の発行が認められ増加に転じた。平成13年度以降、地方交付税の一部が臨時財政対策債に振り替えられ、近年、微増傾向にある。
- 投資的経費は、市民総合センター、温泉施設、総合体育館の整備に伴い、平成13年度において増加した。
- その他のうち、物件費は、指定管理者制度への移行等に伴い減少傾向にあるが、補助費等は、平成17、18年度に瑞穂斎場組合への加入に伴う負担金により増加した。

(3) 主要財政指標の推移（普通会計決算ベース）

(単位：千円，%)

年度	歳出合計	地方債 現在高	積立金		公債費 比率	公債費 負担比率	経常収支 比率	財政力 指数	自主財源 比率	市税収入
			現在高	うち財調						
63	16,015,344	8,818,824	5,043,597	2,439,277	12.3	9.0	74.2	0.820	61.4	8,897,366
元	15,999,893	8,221,954	6,124,662	2,926,072	10.1	8.7	78.0	0.836	63.6	9,076,931
2	18,037,185	7,788,123	8,440,135	3,346,938	9.6	7.5	69.7	0.841	64.0	9,886,310
3	18,366,167	7,307,183	8,520,088	2,814,869	8.7	7.3	76.1	0.890	68.9	10,113,066
4	18,658,344	6,930,243	9,467,960	3,037,201	7.8	6.7	75.3	0.874	64.9	10,641,016
5	19,219,500	6,961,246	9,797,011	2,960,500	7.7	6.6	81.4	0.883	62.6	10,595,649
6	19,653,235	7,429,632	10,105,350	2,996,904	7.9	6.9	83.9	0.850	57.9	10,116,259
7	20,145,914	7,822,036	9,967,885	2,815,566	7.5	6.4	86.8	0.845	58.7	10,339,675
8	20,363,421	8,229,324	9,399,632	2,216,864	7.4	6.5	88.9	0.837	59.3	10,604,980
9	20,183,108	8,394,770	9,371,351	2,263,805	7.6	7.3	91.5	0.834	58.8	10,669,688
10	21,208,451	8,675,219	9,397,881	2,288,674	7.2	7.7	86.0	0.815	54.3	10,798,240
11	21,988,130	8,414,993	9,357,896	2,054,588	6.8	6.9	89.1	0.792	55.8	10,534,613
12	21,796,980	8,585,249	9,195,405	2,577,638	6.7	6.7	85.3	0.771	53.8	10,426,449
13	23,974,083	10,127,746	9,030,188	3,189,945	6.7	6.8	85.9	0.776	51.3	10,406,714
14	22,117,851	10,768,157	8,749,322	3,236,044	7.1	7.5	90.4	0.785	53.1	10,099,843
15	21,138,245	11,526,359	8,665,116	3,228,540	6.7	7.1	88.5	0.790	50.6	9,164,722
16	21,109,472	12,908,068	7,953,889	2,666,693	5.4	5.6	93.0	0.799	50.9	8,974,716
17	22,755,365	13,106,236	6,793,083	1,613,957	7.3	7.4	96.4	0.806	54.5	9,112,975
18	21,448,459	13,071,865	6,128,706	1,293,840	6.1	7.4	94.7	0.826	53.1	9,248,841
19	21,650,348	12,647,294	5,893,794	1,141,643	6.4	8.3	95.7	0.843	56.7	10,772,724
20	21,705,294	12,238,852	5,754,238	1,103,013	6.3	8.8	99.2	0.872	54.6	10,597,058
21	24,350,929	12,028,806	5,365,413	1,045,684	6.2	9.1	94.4	0.886	53.2	10,266,979

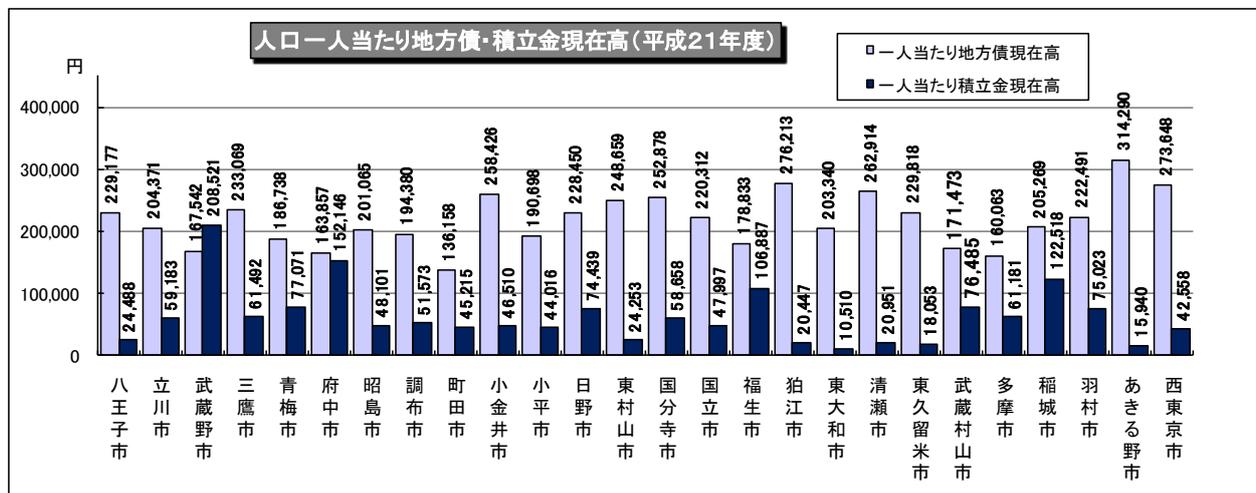


(4) 各市の普通会計決算の状況（平成21年度・主要財政指標）

（単位：人、千円、％）

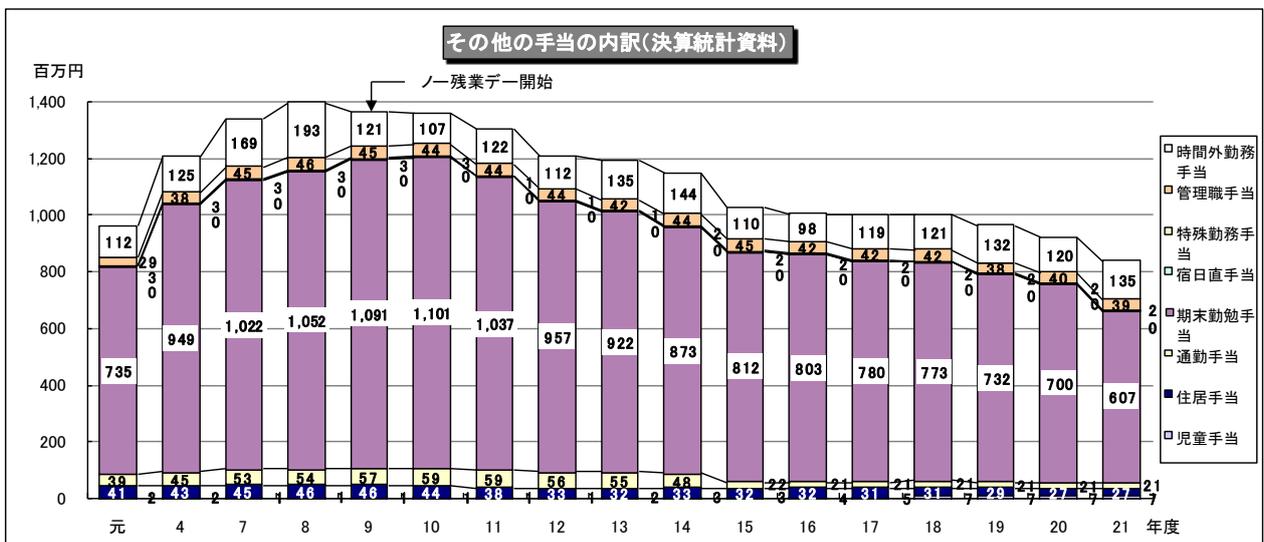
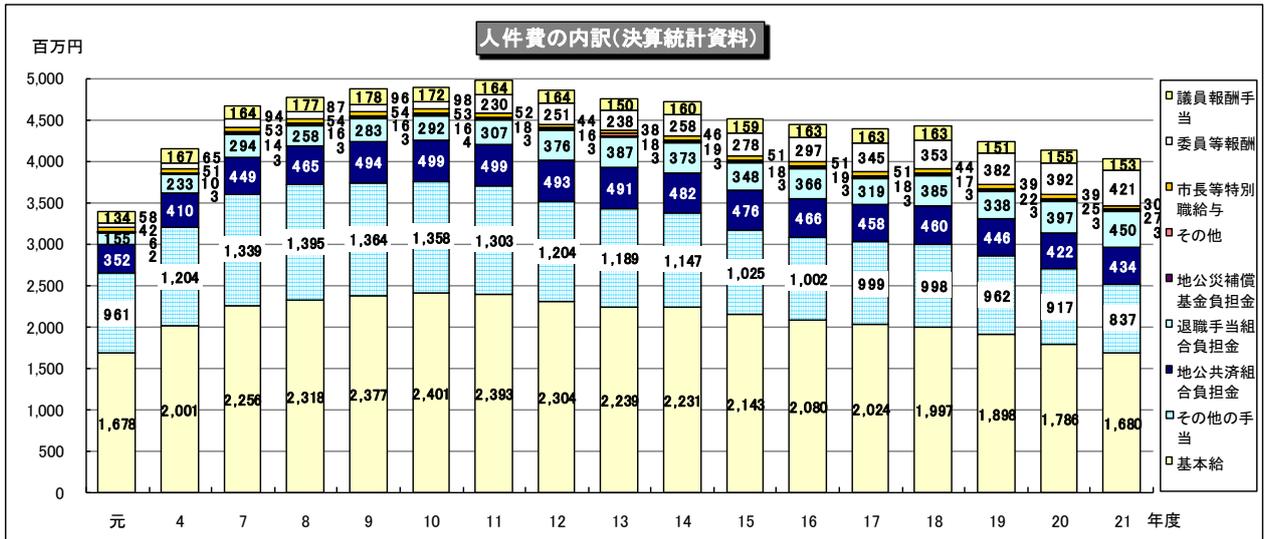
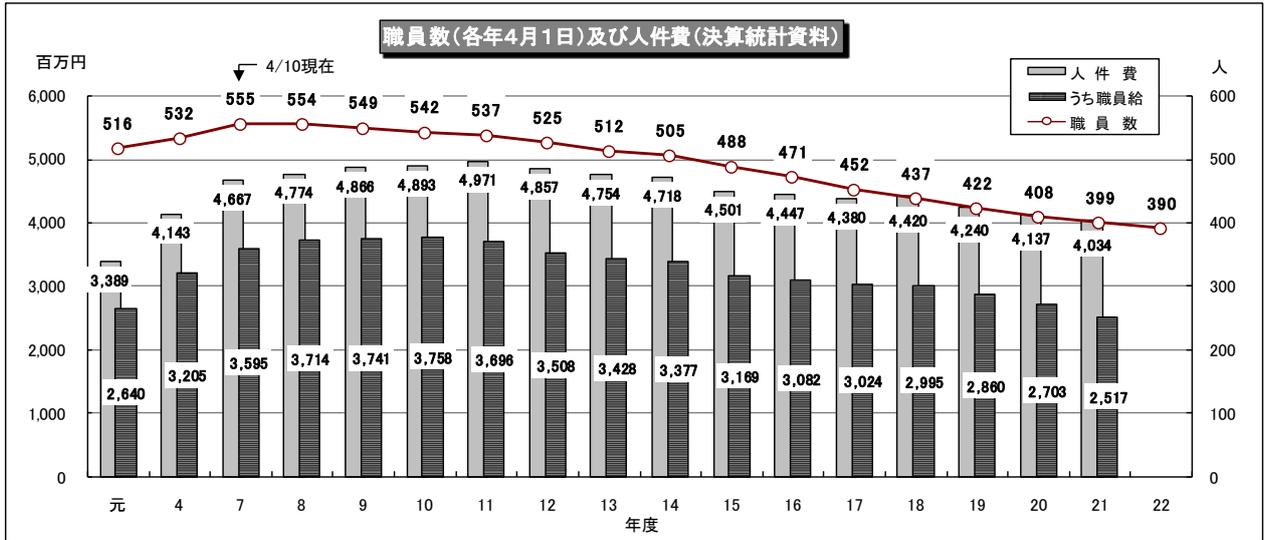
区分 市名	人 口	歳 出 合 計	地 方 債 現 在 高	積 立 金		公 債 費 率	公 債 費 負 担 比 率	経 常 収 支 比 率	財 政 力 指 数
				現 在 高	うち財調				
八王子市	551,216	192,112,850	126,326,133	13,498,084	7,011,912	8.6	12.4	87.1	1.032
立川市	174,346	72,950,093	35,631,230	10,318,351	5,074,915	7.8	10.9	90.6	1.246
武蔵野市	135,065	57,260,843	22,629,091	28,163,848	6,260,368	2.3	6.8	86.4	1.605
三鷹市	176,820	61,863,322	41,211,233	10,873,102	3,512,004	7.6	10.4	88.3	1.257
青梅市	138,263	49,718,136	25,818,956	10,656,009	1,453,298	2.5	5.9	95.7	0.974
府中市	245,438	85,565,774	40,216,803	37,342,289	4,396,224	4.3	7.1	86.1	1.341
昭島市	111,265	40,401,137	22,371,547	5,351,964	2,489,758	6.2	9.1	96.9	1.119
調布市	217,081	76,150,096	42,196,137	11,195,555	4,357,964	5.7	8.1	91.0	1.351
町田市	417,919	126,627,552	56,902,863	18,896,363	6,404,812	4.2	8.0	89.5	1.153
小金井市	111,820	37,231,571	28,897,188	5,200,699	2,135,931	7.3	10.2	93.4	1.158
小平市	179,120	53,188,651	34,157,873	7,884,071	2,686,339	8.8	11.7	96.7	1.070
日野市	174,572	57,417,561	39,880,957	12,994,915	3,289,077	5.5	8.5	91.4	1.072
東村山市	150,450	44,461,295	37,410,678	3,648,789	1,387,336	9.6	13.0	91.1	0.873
国分寺市	116,182	38,773,947	29,379,919	6,815,005	2,209,842	9.9	12.8	98.1	1.095
国立市	72,899	25,617,481	16,060,508	3,498,935	1,151,221	7.2	11.0	95.8	1.068
福生市	58,023	21,453,086	10,376,426	6,201,904	1,641,279	5.6	8.5	99.6	0.792
狛江市	76,251	23,396,513	21,061,516	1,559,073	418,604	13.0	15.7	95.8	0.926
東大和市	82,734	25,266,188	16,823,118	869,546	681,272	8.7	11.3	95.7	0.950
清瀬市	72,734	26,913,307	19,122,753	1,523,885	805,897	9.1	12.0	95.3	0.732
東久留米市	114,754	34,824,881	26,372,568	2,071,667	648,498	10.3	12.9	96.9	0.869
武蔵村山市	70,150	24,350,929	12,028,806	5,365,413	1,045,684	6.2	9.1	94.4	0.886
多摩市	145,596	47,680,994	23,304,510	8,907,714	1,430,413	4.7	8.3	91.2	1.237
稲城市	82,543	28,608,306	16,943,533	10,113,036	3,406,320	6.6	9.4	85.7	0.967
羽村市	56,077	20,354,961	12,476,636	4,207,070	1,642,716	6.3	8.8	101.3	1.121
あきる野市	81,086	29,120,043	25,484,493	1,292,485	220,730	12.4	14.3	98.7	0.804
西東京市	191,614	63,644,385	52,434,797	8,154,768	3,387,226	6.3	12.1	91.1	0.968
26市合計	4,004,018	1,364,953,902	835,520,272	236,604,540	69,149,640	186.7	268.3	2,423.8	27.666
26市平均	154,001	52,498,227	32,135,395	9,100,175	2,659,602	7.2	10.3	93.2	1.064

※人口は、平成22年3月31日現在の住民基本台帳人口。財政力指数は、3年度間の平均値。

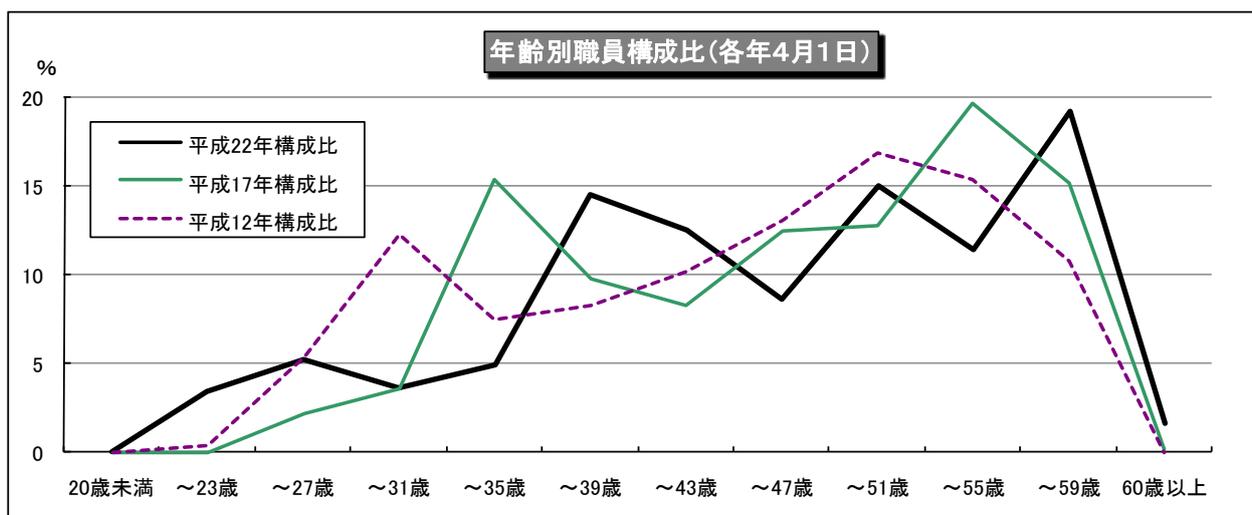


2 本市の職員数の状況

(1) 職員数及び人件費の推移



(2) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）

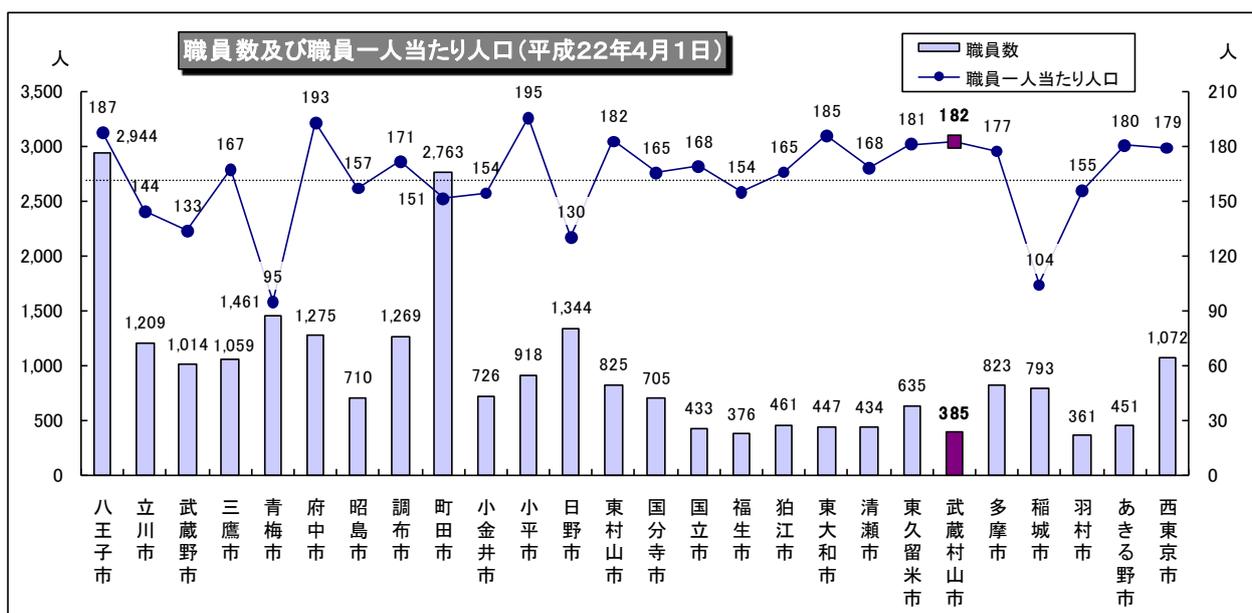


(単位：人，%)

区分		20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		未満	~23歳	~27歳	~31歳	~35歳	~39歳	~43歳	~47歳	~51歳	~55歳	~59歳	以上	
平成22年	職員数	0	13	20	14	19	56	48	33	58	44	74	6	385
	構成比	0.0	3.4	5.2	3.6	4.9	14.5	12.5	8.6	15.1	11.4	19.2	1.6	100.0
平成17年 (5年前)	職員数	0	0	10	16	69	44	37	56	57	88	68	1	446
	構成比	0.0	0.0	2.2	3.6	15.5	9.9	8.3	12.6	12.8	19.7	15.2	0.2	100.0
平成12年 (10年前)	職員数	0	2	28	64	39	43	53	68	88	80	56	0	521
	構成比	0.0	0.4	5.4	12.3	7.5	8.3	10.2	13.1	16.9	15.4	10.7	0.0	100.0

※一般職に属する職員数（教育長を含む。）であり、一部事務組合への派遣職員は含まない。

(3) 各市の職員数の状況



※平成22年地方公共団体定員管理調査及び住民基本台帳人口(平成22年3月31日現在)を基に作成。

あ行

【ICT】

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。情報や通信に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT（Information Technology：情報技術）が普及していたが、国際的にはICTがよく用いられ、日本でも定着しつつある。

【IP電話】

電話回線ではなく、光ファイバー等のブロードバンド回線を使って音声通話をする方法。特定のプロバイダ間では無料で通話ができるほか、一般の電話への遠距離通話や国際電話も格安で利用できるなど、コスト面のメリットが大きい。

【新しい公共空間】

従来の公共の概念を刷新し、これまで主に行政が提供してきた公共サービスの分野を市民活動団体、企業等多元的な主体が担うことで、地域にふさわしい多様なサービスが提供される公共空間のこと。

【意見公募手続】

計画、条例等の重要な政策の決定に際し、原案の段階で内容を公表し、一定期間を設けて広く市民の意見等を求め、寄せられた意見等を考慮して最終的な意思決定を行う手続・制度。意見提出制度、パブリックコメント制度ともいう。

【NPO】

Non-profit Organization（ノンプロフィット・オーガニゼーション）の略。利益の追求を目的としない活動を行う民間の非営利組織のこと。福祉、環境、国際協力等様々な分野の課題に自主的、自発的に取り組む組織を指し、広義には、ボランティア団体、自治会等を含めることもあるが、狭義には、特定非営利活動促進法（NPO法）により認証された特定非営利活動法人（NPO法人）のみを指す。

【思い出ベンチ】

公園の古くなったベンチを寄附によって新しいベンチに交換する事業のことで、東京都が民間活力の導入・規制緩和の一環として実施している。寄附されたベンチには、名前や簡単なメッセージなどを表示したプレートが取り付けられる。

【オンブズパーソン制度】

市民の市政に関する苦情を公正かつ中立的な立場から調査し、必要に応じて市政の改善を求める勧告又は意見表明をすることで、市民の権利・利益の擁護を図るとともに、市政に対する信頼を高め、開かれた市政の一層の推進を図ることを目的とした制度。

オンブズパーソンは、行政監察委員とも訳され、市民に代わって苦情の処理や行政活動の監視等を行う者のこと。

か行

【外部監査制度】

地方公共団体が、弁護士、公認会計士、税理士等外部の専門的な知識を有する者と契約して財務等の監査を受ける制度。監査機能の充実・強化を図るため、平成9年の地方自治法改正により導入され、現在、都道府県、政令指定都市及び中核市が義務化されている。包括外部監査と個別外部監査の2種類がある。

【行政コスト計算書】

一会計期間における、資産形成を伴わない経常的な行政活動に伴う純経常費用（純経常行政コスト）を表す財務書類。新地方公会計制度に基づく財務書類4表の一つ。

【行政評価制度】

政策、施策及び事務事業について、事前、事中又は事後に、一定の基準、指標をもって妥当性、達成度、成果等を判定する制度。

本市では、庁内の一次・二次評価及び行政評価委員会の意見聴取により実施している。

【協働】

市民、企業等と行政とが対等な立場で、相互の立場や特性を認め、共通する公共的な課題の解決に向け、協力して活動する関係をいう。市民等と行政とが協力してまちづくりを行う上で、重要な概念となる。

【繰出金】

性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

【グループ制】

従来の係制を廃止し、事務分掌を課単位に整理した上で、課長の裁量で事務量や優先度を踏まえたグループ編成を行うことにより、行政課題に対し柔軟かつ機動的に対応することを目指した執行体制をいう。

【経常収支比率】

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

【健全化判断比率】

平成19年6月に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率という4つの財政指標を健全化判断比率として定めている。地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。

【公益通報】

労働者（公務員を含む。）が、不正の目的でなく、事業者（行政機関を含む。）又はその役員、従業員等について、法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、事業者内部、行政機関又は事業者外部のいずれかに通報することをいう。公益通報者保護法（平成16年6月18日公布、平成18年4月1日施行）により、公益通報を行った労働者は、公益通報を理由とする解雇の無効、労働者派遣契約の解除の無効、その他の不利益な取扱い（降格、減給、派遣労働者の交代を求めること等）の禁止によって保護される。

本市では、平成19年12月に公益通報の手続等を定めた武蔵村山市公益通報に関する規則が制定された。

【公債費】

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

【公債費比率】

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、標準財政規模（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費を除く。）に占める公債費に充当された一般財源（普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費を除く。）の割合。

なお、類似の指標である公債費負担比率は、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合で、この比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

【コミュニケーションツール】

意思や情報を伝達するための道具のこと。

【コミュニティビジネス】

地域住民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法を用いて解決する事業活動のこと。地域における創業機会及び地域雇用の拡大とともに、事業活動の展開により、地域社会の自立・活性化等の効果が期待される。

さ行

【災害図上訓練】

地図を用いて防災対策を検討する訓練のこと。地域で大きな災害が発生する事態を想定し、地図、透明シート、油性ペン等を用いて危険が予測される地帯又は事態をシートの上書き込んでいく。リスク・コミュニケーション手法の一つ。

【財政調整基金】

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

【財政力指数】

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

【三位一体の改革】

平成15年6月に閣議決定された経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003において、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治の本来の姿の実現に向け、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分の見直しに関する一体的な改革の方針が示された。具体的には、国庫補助負担金の縮減、地方交付税の総額抑制、国から地方への税源移譲を内容とする。

3兆円規模の税源移譲に対する肯定的な評価の一方で、児童扶養手当や児童手当、義務教育国庫負担金の負担率の引下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題が含まれているとの指摘もある。

【資金収支計算書】

一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを、「経常的収支」「資本的収支」「財務的収支」（改訂モデルでは「経常的収支」「公共資産整備収支」「投資・財務的収支」という性質の異なる三つの活動に分けて表示した財務書類。新地方公会計制度に基づく財務書類4表の一つで、キャッシュ・フロー計算書ともいう。

【自主財源比率】

地方公共団体における財政基盤の安定性や行政活動の自律性を判断する指標で、歳入総額に占める自主財源の割合。自主財源比率が高いほど、財政運営の自主性と安定性が確保されていることになる。

自主財源とは、地方公共団体が自主的に収入しうる財源のことで、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入等がこれにあたる。

【自治基本条例】

自治の基本理念をはじめ、市民等、市議会及び市長等の役割、市政運営の基本原則等を定める条例。「自治体の憲法」とも表現されるように、市政運営においては、全ての条例、計画等の基本となる重要なものである。平成12年12月に制定されたニセコ町まちづくり基本条例を先駆けとして、多くの地方公共団体において検討が進められている。

【指定管理者制度】

平成15年の地方自治法の改正により創設された制度で、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上及び経費の節減等を図ることを目的とする。民間事業者等を含む法人その他の団体に、使用許可処分も含めて施設の管理を委任できるようになり、地域の活性化や行政改革の推進等が期待されている。

【純資産変動計算書】

一会計期間において、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目がどのように変動したかを表す財務書類。新地方公会計制度に基づく財務書類4表の一つ。

【新地方公会計制度】

総務省が推進する地方公共団体の新しい会計制度のこと。平成18年8月に総務省から示された地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（地方行革新指針）において、地方公共団体の公会計について、「発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形とし、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで、…中略…公会計の整備の推進に取り組むこと」が要請された。

た行

【貸借対照表】

会計年度末における地方公共団体の財政状態（資産保有状況と財源調達状況）を表す財務書類。新地方公会計制度に基づく財務書類4表の一つで、バランスシートともいう。

【タウンミーティング】

政治家や行政が市民に対して行う対話型集会のこと。主に地域住民の生活に関わる事項を話題とする。

本市では、市民の意見を市政に反映させる仕組みの一つとして位置付けられる。

【地域SNS】

パソコンや携帯電話を利用して、日常的にサイト内の日記や電子掲示板を利用したり、行政情報、地域情報等を入手したりすることができる地域向けの交流・情報提供サービスのこと。災害発生時には画面が切り替わり、災害情報や避難情報を入手できる。

SNSは、Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、インターネットを利用して、特定の関心をもつ人同士が出会う機会を作り、情報交換ができるようにするサービスの総称。

【地域主権戦略大綱】

地域主権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の諸課題に関する取組方針を明らかにしたもので、平成22年6月に閣議決定された。

地域主権改革の主な課題として、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）、ひも付き補助金の一括交付金化、地方税財源の充実確保、直轄事業負担金の廃止、地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）、自治体間連携・道州制及び緑の分権改革の推進を挙げている。

【地方分権一括法】

正式名称は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）。平成10年5月に閣議決定された地方分権推進計画を実施に移すため、地方自治法をはじめとする475本の法律改正を一括形式で行うもので、平成11年7月16日に公布、原則として平成12年4月1日から施行された。これにより、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化等が図られた。

【超過課税】

住民税等地方税法に規定された税について、地方公共団体が条例により標準税率を超えた課税をすること。

【超高齢社会】

高齢化率（総人口に対する65歳以上人口の割合）を基にした社会の分類において、一般に高齢化率が21%を超えた社会のこと。なお、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」という。

【地理情報システム】

衛星、コンピュータ等を利用して様々な地理データを収集、分析、処理し、地図情報とその他の情報を統合的に活用するシステム。地図情報システム、GISともいう。

【ツイッター】

インターネット上で、不特定多数の人がツイートと呼ばれる短文（つぶやき）を発信したり、これを読んだりすることができるサービス。ツイートは、鳥のさえずりという意味。

【電子申請】

インターネットを利用して、申請、届出等の行政手続をいつでも、どこからでも行えるようにする仕組み。電子申請を利用することで、行政機関の窓口において書類で行われている申請、届出等の手続が、自宅や職場のパソコンを使って行えるようになる。

本市の場合、東京電子自治体共同運営協議会に参加し、サービスを提供している。

【電子政府・電子自治体】

行政内部や行政と国民・事業者との間で書類ベース、対面ベースで行われている業務をオンライン化し、情報ネットワークを通じて省庁横断的、国・地方一体的に情報を瞬時に共有・活用する新たな行政を実現するもの。行政手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供の推進、業務・システムの最適化、情報セキュリティ対策の推進等の取組が行われている。

【電子調達】

入札情報提供、入札参加資格審査申請、入札等をインターネットを通じて行う仕組み。事業者の利便性向上、事務作業の効率化、入札過程の公平性及び透明性の確保等を目的とし、本市の場合、東京電子自治体共同運営協議会に参加し、サービスを提供している。

は行

【PFI】

Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略。平成11年に施行された民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法であり、国、地方公共団体等が直接実施するよりも、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できるとされる。海外では、有料橋、鉄道、病院、学校等の整備等、再開発等の分野で成果を収めている。

【標準財政規模】

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額（法定普通税の基準税額の合計）等に普通交付税を加算した額。実質収支比率等の財政指標や健全化判断比率の算出に用いられる重要な数値。

【扶助費】

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

【法定外税】

地方税法に規定された税以外に、地方公共団体が独自に条例で定める税のこと。使途に限定がない一般財源である法定外普通税と使途が限定されている法定外目的税に区分される。

ま行

【マルチペイメントネットワーク】

多くの金融機関と収納機関を結び、パソコン、携帯電話、現金自動預払機（ATM）等を利用して、いつでも、どこでも公共料金、税金等の支払いが可能な電子決済ネットワークのこと。日本マルチペイメントネットワーク運営機構の提供するサービスは、Pay-easy（ペイジー）と呼ばれる。

【命名権】

施設に名称を付ける権利のことで、ネーミングライツともいう。施設の所有者が命名権を売却し、命名権を購入した企業は、施設の名称に社名、商品名等を入れることで宣伝効果が期待される。近年、地方公共団体においても、施設の建設・運営資金の調達手法として、命名権の売却が広がりを見せている。

【モニタリング】

継続的に観測、監視、点検を行うこと。

【u-Japan 政策】

いつでも、どこでも、何でも、誰でもネットワークに簡単につながるユビキタスネット社会の実現に向けて、平成16年12月に総務省が策定したICT政策。IT戦略本部が策定したe-Japan戦略の後継として位置付けられる。

u-Japanの「u」は、ユビキタス（Ubiquitous：あらゆる人や物が結びつく）の「u」に加え、ユニバーサル（Universal：人に優しい心と心の触れ合い）、ユーザー・オリエンテッド（User-Oriented：利用者の視点が融けこむ）、ユニーク（Unique：個性ある活力が湧き上がる）の3つの成果の「u」を表している。

